

第九十一回国 参議院文教委員会會議録第十号

昭和五十五年五月十三日(火曜日)
午前十時十五分開会

委員の異動

四月二十五日

辞任

補欠選任

岩崎 純三君

塩見 俊二君

井上 吉夫君

山本 昭子君

高平 公友君

吉田 実君

志村 愛子君

望月 邦夫君

坂元 親男君

土屋 義彦君

片岡 勝治君

安永 英雄君

広田 幸一君

柏谷 照美君

柳澤 鍊造君

田淵 哲也君

五月七日

辞任

補欠選任

土屋 義彦君

最上 進君

小巻 敏雄君

上田耕一郎君

五月十二日

辞任

補欠選任

塩見 俊二君

山本 富雄君

上田耕一郎君

小巻 敏雄君

五月十三日

辞任

補欠選任

望月 邦夫君

堀江 正夫君

山東 昭子君

中西 一郎君

出席者は左のとおり。

委員長

大島 友治君

理事

高橋 誉富君

前田 勲男君

勝又 武一君

小巻 敏雄君

委員

内藤登三郎君

- 本日の会議に付した案件
- 理事補欠選任の件
 - 学校教育法の一部を改正する法律案(安永英雄君外二名発議)
 - 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案(柏谷照美君外二名発議)
 - 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
 - 義務教育諸学校建設事業の国庫負担等に関する請願(第一九号外一四件)
 - 義務教育諸学校の新増設に対する国庫負担等に関する請願(第二〇号外八件)
 - 障害者・児の教育の保障に関する請願(第五一號)
 - 幼稚園教育振興のための予算大幅増額等に関する請願(第六五号外二五件)
 - 教育関係予算確保に関する請願(第一三〇号)
 - 行き届いた教育の実現に関する請願(第三〇〇号外九件)
 - オリンピック記念青少年総合センターの存続に関する請願(第三〇二号)
 - 国立大学の授業料値上げ反対に関する請願(第三四二号外一五件)
 - 信州大学工学部建設工学科の設置に関する請願(第五二三号)
 - 義務教育諸学校教職員定数の改善に関する請願(第五二四号外一件)
 - 私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助成制度確立に関する請願(第七六三号外一件)
 - 学級編制基準改善等に関する請願(第八六六号外三四件)
 - 学級編制基準の改善等に関する請願(第一〇二八号外八件)
 - 青少年健全育成を阻害する有害図書自動販売機規制等に関する請願(第一〇八九号外六三件)
 - 大学格差の是正及び整備充実等に関する請願(第一二二九号外八件)
 - 学校事務職員の待遇改善に関する請願(第一七四七号)
 - 身体障害者のための学校教育改善に関する請願(第一八七〇号外一四件)
 - 四十人学級の早期実現に関する請願(第一九二二号)
 - 四十人学級の早期実現等に関する請願(第二四九六号)
 - 国立中小企業大学(仮称)の創設に関する請願(第二九八一号外一件)
 - 私学に対する大幅国庫助成等に関する請願(第三二四三号外三件)

- 私学助成に関する請願(第三二九一号)
- 国旗国歌法制化に関する請願(第三四二〇号)
- 私立幼稚園の維持発展と保護者負担の軽減に関する請願(第三六〇二号)
- 教職員の退職勧奨年齢の男女差撤廃に関する請願(第三七〇五号)
- 過疎県の教職員定数確保に関する請願(第三七〇七号)
- 幼稚園の増設と教育内容改善等に関する請願(第三九四四号外一六件)
- 継続調査要求に関する件
- 委員長(大島友治君) ただいまから文教委員会を開会いたします。
- 委員の異動について御報告いたします。
- 昨十二日、塩見俊二君が委員を辞任され、その補欠として山本富雄君が、また本日、望月邦夫君が委員を辞任され、その補欠として堀江正夫君が、それぞれ選任されました。
- 委員長(大島友治君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。
- 委員の異動に伴い、本委員会の理事が一名欠員となっておりますので、ただいまから理事の補欠選任を行いたいと存じます。
- 理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
- 「異議なし」と呼ぶ者あり
- 委員長(大島友治君) 御異議ないと認めます。
- それでは、理事に小巻敏雄君を指名いたします。
- 委員長(大島友治君) この際、東大原子核研究所の汚染事故について政府から説明を求めます。
- 篠澤学術国際局長。

○政府委員(篠澤公平君) 東京大学付置原子核研究所におきまして、去る五月八日に放射能の汚染事故が発見されました。この発見に至ります経緯、並びに現在の時点におきます文部省といたしまして、事情聴取しました中間的な段階でございますが、概要を御報告申し上げます。

九州大学工学部応用原子核工学科の研究者グループ、助手二名、技官一名、大学院生一名でございますが、本年四月七日から二十八日にかけて、東大原子核研究所にございまして空しん——空のしんでございまして、空しんベータ線実験室におきまして、カリホルニウム22を使用する核分裂生成物の核構造研究のために、空しんベータ線実験室を利用いたして実験を行ったわけでございまして、その後、実験を二十八日に終了いたしました。帰りまして、その後、実験室は使用されないうままにございまして、本月八日、次のグループが実験をいたしますために、同実験室をあらかじめ、事前に放射能等の測定を行ったわけでございまして、その際に同実験室におきましてカリホルニウム22による汚染が発見されたわけでございまして、これは五月八日の夜のことでございまして、五月九日、十日にかけまして——五月十日におきましては、科技厅の安全関係の関係者が来られましたので、調査を実施いたしました。それによりまして、汚染された場所は、同実験室並びに実験室で使用いたしました消耗品等を焼却いたしました焼却炉、その二カ所におきまして汚染が明確にされたわけでございまして、

その調査に基づきますと、原因はどうかというところにあるかということでございまして、九州大学の研究者が密封された容器に封入して使用すべきカリホルニウム22の線源を、本来開封してはならない同実験室で開封したというところについて、大きな原因があったわけでございまして、したがって、本来であれば実験室で密封線源としてきちっとしたものにすべきでございますが、これを改めて、また開けてはならないベータ線実験室で開けた。そのために酸化をいたしまして、一

部線源が剝離をし、脱落したということのため、実験室が汚染されたということでございます。

さらにもう一点の問題は、同実験室で実験が終了いたしましたから、これを核研の管理者に終了届けをし、引き渡す際に、十分な実験室の検証、チェックが行われなかったというところが第二の問題点だと思っております。

核研といたしましては、五月十日に科学技術庁の御協力を得まして調査を行いました。その結果、実験に従事した者あるいは焼却に従事した者等の関係者に対する、人に対する汚染は見られなかったというところでございまして、また、汚染物は焼却いたしましたわけでございまして、焼却いたしました汚染物中におきましてカリホルニウムの量を測定いたしましたところ、粉末をいたした部分とそれから汚染物、焼却いたしましたものの中から発見された量は等価でございまして、それ以外にはカリホルニウムによる汚染はないということが理論的には言えるわけでございまして、

なお、外部環境につきましては、研究所内に常設してございまして四方所のモニターによりまして、自然環境を測定しているわけでございまして、このモニターには異状が検出されておらないわけでございまして、

なお、所内三十六カ所におきまして、十分な調査を実施いたしました。それらにつきましても汚染の事実が発見されなかったという報告を受けているところでございまして、

本件につきましては、日曜日——一昨日早朝並びに昨日引き続き、また本日も詳細の報告を求めると予定にいたしておりますので、現時点におきましては以上の経過を御報告申し上げる次第でございますが、文部省といたしましては、三月中旬に高エネルギー研究所におきましてストロンチウムの紛失事件がございました。引き続きまた核研におきましてこのような事故が起きないように、対し引き続き私どもいたしましては、放射能物質

等の取り扱いにつきましては、十分な注意を払うということはもちろんでございます。そのために実は三月から徹底的な放射能物質を取り扱う諸研究についての実態調査をかねて進めているところでございまして、その結果の整理と分析を行いつつ、今後かかる事故が発生いたしませんように、最大の努力を払いたい、こう考えているわけでございまして、

以上、簡単にございまして、経過の報告等あわせて申し上げた次第でございます。

○委員長(大島友治君) 学校教育法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず賛議者から趣旨説明を聴取いたします。勝又君。

○勝又武一君 ただいま議題となりました学校教育法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

学校には、校長、教頭、教諭のほか、養護教諭、学校事務職員、学校栄養職員、司書、給食調理員、用務員、警備員など各種の職員が配置されており、これらの職員が一体となって活動しなければ、学校教育の目的を十分に達成することはできません。これらの職種のうち、特に養護教諭及び事務職員につきましては、その職務の重要性にかんがみ、小・中学校及び盲・聾・養護学校には原則として置かなければならないことを学校教育法において定めておるのであります。

しかるに、学校教育法制定以来、三分の一世紀を経過した今日においても、法制定時の事情から未設置の根拠となつてゐる経過規定や例外規定がいまだに撤廃されず、養護教諭及び事務職員の全校配置は実現を見ていないのであります。すなわち、昭和五十四年度における公立小・中学校の平均配置率を見ますと、養護教諭が八〇・〇％(定数上七七・七％)、事務職員が八〇・〇％(定数上七三・九％)となつております。

また、本年度から発足いたしました第五次学級編制及び教職員定数改善十二年計画においても、この計画が終了する昭和六十六年度になお公立小・中学校の二％約七百校が養護教諭及び学校事務職員を未設置のまま放置されることになっております。

養護教諭と学校事務職員の重要性、必要性につきましては、すでに当文教委員会においてたびたび真剣に論議されてきた問題であります。行政の理解不十分と努力不足はもとに遺憾であります。そこで両者の職務の重要性と全校配置の必要性につきまして重ねて御説明申し上げます。

まず第一に、養護教諭について申し上げます。御承知のように、養護教諭は児童、生徒の保健、安全に関する管理と指導というきわめて重要な職務を行つております。特に近年、社会、経済等の急激な変化に伴う生活環境の悪化、入試準備教育の過熱を背景として、心臓、腎臓、胃などの疾患、嘔吐、近視、脊柱異常、情緒障害の増加、さらには骨折の多発、肥満、背筋力の低下など、子どもの健康、体力について、きわめて憂うべき状況が生じており、養護教諭の役割の重要性が一段と高まつてきているのであります。その結果、父母や学校関係者から、子供の生命と健康を守るために養護教諭の必要を求める声が多くなつてきております。この要請にこたへるため、各都道府県は標準定数法の定める定員を上回つて養護教諭を配置せざるを得ないばかりか、相当数の養護教諭が複数校の勤務を強いられる事態を生じ、子どもの健康管理を十分に行へないだけでなく、養護教諭自身の過労など人権にかかわる問題まで生ずるに至つております。また、近年における学校事故の多発が、その事務処理等養護教諭の職務の過重を招来していることも見逃がせないところであります。

次に留意すべき問題は、学校教育法第二十八条第十二項で、特別の事情のあるときは、養護教諭にかえて養護助教諭を置くことができる旨の規定が置かれていることから生ずる問題であります。すなわち、政府は現在養護教諭の増員計画を進め

ておりますが、その養成制度の不備等から有資格者が得られず、資格を持たない養護担当教員が安易に配置される傾向が目立ち、教育現場に混乱と問題を引き起しているのではありません。子供の生命と健康に直接かかわる職種であり、また助産師の場合と異なり各学校に一人しか配置されておらず、他の養護教諭の指導等を受けることができないことを考えますと、専門職としての資格を持った養護教諭が配置されなければなりません。

次に高等学校の養護教諭については、学校教育法上任意設置のためとなっておりませんが、すべての高校に養護教諭を配置する必要性のあることは、小・中学校と同様であります。またこのことは、高校における養護教諭が全日制の課程と定時制の課程の兼務を余儀なくされて、労働過重になっている事態を解決するためにも必要な措置であります。

第二に、学校事務職員について申し上げます。学校事務職員の職務は、まず一般的な事務として文書、統計、給与、経理事務などがあり、また直接子供にかかわる事務としては、教材教具、施設設備及び就学奨励などに関する事務、さらには地域の父母にかかわるPTAの諸活動への援助など、きわめて多方面にわたっております。

さらに、これらの複雑多様な学校事務を適正に行うためには、学校教育の理念、教育内容、教育行政の仕組み及び子供の学習環境に関する知識を習得する必要があるなど、一般行政事務とは別の意味での専門性が要求されており、学校事務職員は教員の教育活動と相まって、学校運営を有機的、一体的に進めるためにきわめて重要な役割を果たしているのではありません。特に、近年における学校教育の役割の増大等による学校運営の複雑困難化に伴って、事務職員の職務の複雑高度化が一層進みつつあります。さらにまた、事務職員も、日々子供たちと親しく接する存在でありますから、子供への深い愛情の持ち主であることが教員と同様に必要であることも見逃せないところであります。

次に、学校事務職員の置かれていない学校は主として小規模校であります。校務すなわち学校運営に必要な業務の種類は、学校規模と関係なく同様であります。したがって、小規模校においては、少数の教員が多くの校務を分掌せざるを得ない上に学校事務を分担しているのではありません。そのため、教育活動や学校事務の処理に支障を生ずるなど、学校教育の正常な運営が阻害されているのが実情であります。

なお、各都道府県が標準定数法の定める定員を大幅に上回って学校事務職員を配置していることにも、その必要性があらわれております。

以上述べました理由から、養護教諭及び学校事務職員の全校必置を速やかに実現しなければならぬものと考え、本改正案を提出した次第であります。

なお、養護教諭の必置制を実現するためには、養成機関の増設とその内容の充実、養護教諭の地位、処遇の改善等がきわめて重要であることを付言しておきたいと存じます。

次に、改正案の内容について申し上げます。第一は、高等学校に置かなければならない職員として養護教諭を加えることとしております。

第二に、小・中・高等学校等に養護教諭を置かないことができない期間を、昭和五十九年三月三十一日までの間に改めております。

第三に、昭和五十九年四月一日以降、養護教諭にかえて養護助教諭を置くことはできないこととしております。

第四に、小・中学校等に事務職員を置かないことのできる期間を、昭和五十九年三月三十一日までの間としております。

第五に、附則において、政府は速やかに養護教諭の養成計画を樹立し、これを実施しなければならぬこととしております。

以上が本法律案を提案をいたしました理由と内容の概要であります。何とぞ十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますよう、お願いいたします。

○委員長(大島友治君) 次に、女子教職員の出席に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、発議者から趣旨説明を聴取いたします。勝又武一君。

○勝又武一君 ただいま議題となりました女子教職員の出席に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案の理由と内容の概要を御説明申し上げます。

学校教育がその目的を達成するためには、児童、生徒の教科、生活指導のほか、財務、会計、学習、生活環境の整備、子供の健康、安全と福祉などにかかわる活動が一体として機能しなければなりません。そのため学校には、いろいろな職種の教職員が配置され、その共同による有機的運営が期待されているのであります。

しかし、児童、生徒の教育に直接従事する教育職員以外の職員の重要性、必要性については、必ずしも十分に認識されるに至っていない現状であります。特に学校教育法上、必要とときに置くことができる職員として、その職名及び職務内容が明定されるに至っていない職員、すなわち学校図書司、養護職員、学校給食調理員、用務員、警備員等の職務内容の確立と地位、待遇の保障がきわめて不十分と言わなければなりません。申すまでもなくこれらの職員は、それぞれ学校図書館活動、学校保健、学校給食、環境の整備、保全など学校における児童、生徒の学習、生活に密接にかかわる重要な職務に従事しており、また日々子供たちと親しく接する存在であります。したがって、子供たちに与える教育的影響も大きなものがあります。ちなみに、昭和五十九年度において国公私立の小・中・高等学校、盲・聾・養護学校及び幼稚園にこれらの職員が配置されている数は約十四万五千人であり、そのうち約九万四千人が女子職員であります。

しかるに、昭和三十年に本法が制定されて以来、昭和三十三年には実習助手を、一昨年は学校事務職員及び学校栄養職員をそれぞれ法の対象に加える改正が行われ、今日では上述の職員のみが本法の適用の対象外に置かれているのであります。

この結果、これらの職種の職員は、多くの場合各学校に一名程度しか配置されていない実態から、出席の場合、産前産後の休暇を十分に取ることでできず、無理な勤務を行わざるを得ない状況に追い込まれているのであります。そののみでなく、これがまた学校運営上さまざまな障害を生じているところでもあります。すなわち、これらの職員が産休で休みますと、他の教職員へのしわ寄せ、学校給食内容の低下、教育環境の整備、保全がよろそくなるなど多くの問題を生じております。

さらに、産休代替職員制度について、同一職場におけるこのような不均衡、不平等な取り扱い、学校の一体的運営を阻害するばかりでなく、人材の確保、積極的な職務態度の維持等の障害ともなりかねないところであります。

したがって、このような不合理な実情を改め、かつ母体及び乳児の保護と正常な学校運営を確保するため、これらの職員を本法の適用の対象に加える改正案を提出した次第であります。

次に改正案の内容としましては、女子教職員の出席に際しての補助教職員の臨時的任用制度の適用範囲を拡大するため、小・中・高等学校、盲・聾・養護学校及び幼稚園に常時勤務する女子教職員のうち政令で定める職員を加え、すべての女子教職員を適用の対象とすることを目指そうとするものであります。

なお、この法律の実施については、その準備期間の必要性を考慮して、公布の日から起算して三月を経過した日から施行することとしております。

以上が本法律案の提案の理由と内容の概略であります。何とぞ十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますよう、お願いいたします。

○委員長(大島友治君) 以上、両案に対する質疑

は後日に譲ることといたします。

○委員長(大島友治君) 次に、昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。谷垣文部大臣。

○国務大臣(谷垣專一君) このたび政府から提出いたしました昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

私立学校教職員共済組合は、昭和二十九年一月に、私立学校の教職員の福利厚生を図る目的のもとに、私立学校教職員共済組合法により設立されたものでありますが、その後、本共済組合が行う給付については、国・公立学校の教職員に対する給付の水準と均衡を保つことをたてまえとし、逐次改善が進められ、現在に至っております。

今回は、昭和五十四年度に引き続き、国・公立学校の教職員の年金の額の改定に準じて、私立学校教職員共済組合法の規定による既裁定年金の額の改定等を行うため、この法律案を提出することとしたのであります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。

第一に、私立学校教職員共済組合法の規定による退職年金等の額を、昭和五十四年度の国家公務員の給与の改善内容に基づいて行われる国・公立学校の教職員の退職年金等の額の改定に準じ、昭和五十三年度以前の退職者について昭和五十五年四月分から増額することといたしております。また、これに伴い、旧私学恩給財団の年金についても同様の引き上げを行うことといたしております。

第二に、既裁定の退職年金、廃疾年金及び遺族年金の最低保障額を、国・公立学校の教職員の既

裁定年金の最低保障額の引き上げに準じ、昭和五十五年四月分から引き上げるとともに、同年六月分以後、さらにこれらの額を引き上げることとしております。

第三に、国公立学校の教職員に係る給付の改善に準じ、遺族年金に加算される寡婦加算の額を引き上げるとともに、寡婦加算の受給者が、同時に退職年金等を受けることとなる場合には、必要な調整を行うことといたしております。

第四に、標準給与の月額の上限を国・公立学校の教職員の掛金等の算定の基礎となる俸給等の限度額の引き上げに準じ、三十九万円から四十一万円に引き上げるとともに、下限についても六万七千円から六万九千円に引き上げることといたしております。

最後に、この法律の施行日につきましては、他の共済組合制度の例にならって、昭和五十五年四月一日といたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

なお、衆議院において施行期日等に関する附則の規定の一部が修正されましたので念のため申し添えます。

○委員長(大島友治君) これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○松前達郎君 ただいまの法律案について、これは毎年この委員会でも取り上げられる法律案でありますけれども、私としては、昭和五十三年の五月三十日の本委員会でもこれに関連した事項について質問をさせていただいておるわけでございまして、ですから、その時点の委員会の質疑等を踏まえてお伺いをいたしたいと思うわけであります。

まず最初に、資料をいただいておりますが、私立学校の加入状況ですね、これについては資料で提出されておりますから、これによってわかるわけですが、現在において未加入の学校は一体どの

ぐらいあるか、その点をお伺いしたいと思っております。

○政府委員(三角哲生君) 現在におきます非加入校でございますが、全体で合計が五十九校になっております。それで内訳を申し上げますと、短期給付、長期給付とも適用除外になっておりますものが四十、短期給付について適用除外になっておりますものが十五、長期給付につきまして適用除外になっておりますものが四という、そういう学校数でございます。

○松前達郎君 教職員の数はトータルでどのぐらいになりますか。

○政府委員(三角哲生君) 全体で、五十九校につきましては一万四千五百十一人ということでございまして、短期、長期とも非加入のものに係る教職員数が一万六百人、短期について非加入に係る学校の教職員が三千六百二十九人、それから長期について非加入の学校に係る教職員数が二百八十二人という状況でございます。

○松前達郎君 そうしますと、先ほど申し上げた五十三年度ですね、そのときに答弁の中で、未加入は五十九校一万四千五百十一人という数の答弁があったんですけれども、それと全く変わっていないということですか。

○政府委員(三角哲生君) ただいまの制度上新しく学校ができました場合には、これは当然に加入をなさいますので、非加入校の数といったようなものにつきましては、その非加入校が廃止されない限りは、その数がずっと続くということになるわけでございます。

○松前達郎君 この未加入校に対して、何らかの加入勧誘といいますか、恐らくこういった制度というものはなるべくたくさんの方が加入してもらった方が、運営上非常にやりやすい面もあると思っておりますけれども、こういうふうな未加入校について、加入を勧誘するとか、あるいは勧奨めるとかいうふうな活動、そういう活動をしておりますか。

○政府委員(三角哲生君) いま御指摘の現在なお未加入である学校についての取り扱いの問題でござい

ますが、文部省といたしましては、さきに昭和四十八年に、当時適用除外校の加入措置を講じた法律が施行されたわけでございまして、これもただいまちょっと委員からお話がございましたが、これは非常に異例の措置として、大変むずかしいことを当時立法措置を講じていただきました。やったわけでございまして、でございますから、文部省といたしまして、当時は各学校法人あてに非常に意を尽くして、これが本当に最後の機会であるということ、そういうふうな思いで、このせつかくでございまして、加入についての態度を決めるように御指導を行った経緯があるわけでございます。これは各学校の中で、それぞれ学校が教職員の意向を確かめた上で、その最後の最後と思われるこの加入の機会に加入するか、それともあえて加入しないかという決断を當時いたしましたわけでございまして、これは再びこのようなことをすることは非常に至難なことでございます。

私ども当局といたしましては、この非加入問題については、これは国会の立法もあつて、そういう段取りを踏んでおりますことでもあり、一応これは決着がついたということのような考え方といたしまして、扱いにいたしております。その後未加入校についてどうしようかというふうなことは、具体的現実の日程の上には上つておらないのでございまして。

○松前達郎君 そうしますと、この数字はいつまでも今後変わらないということになるわけですか。

○政府委員(三角哲生君) 先ほど申し上げましたが、学校が廃止されない限りは、五十九校という数字はそのまま存続することになると思っております。

○松前達郎君 わかりました。

それでは次に、経営関係で、財源の計算ですね、これはやはり非常に重要な問題ではないかと思ふんですが、昭和五十四年度ですね、この責任準備金の額というのは、一体どのぐらいの額に

なっているのか、それについて。

○政府委員(三角哲生君) 五十四年度におきまして責任準備金の推計額でございますが、これは一兆一千六百四十八億四千六百万円という数字でございます。

○松前達郎君 五十二年度の時点からは大分額としてふえてきておるようですが、こういった責任準備金でどうか、あるいはその他収支の問題と責任準備金の問題、こういったものを全部踏まえてみて、文部省として、この共済の将来に関して、十分やっていけるという見通しがありますか、どうですか。

○政府委員(三角哲生君) ただいま申し上げました責任準備金に対しては、必要となりますが、これは引き当てを行うことなどございしますが、五十四年度の私学共済組合の計画といたしましては、約七千億の引き当てを行う。そのほかに保有資産が約三千八百億というような数字になっておりまして、したがって、差し引きの不足の見込み額が約七百六十億余り、こういう数値になっておりますが、これは私学共済組合といたしましては、五年ごとに必要がありましてその中間的にも試算をいたしまして、計算しながら掛金についての取り扱い等についても検討をしていくということございまして、この不足金が過大になりませんような経営上の努力もしてまいらなければならないと思っております。ここ二年にわたりますて掛金を上げるといふこともいたしましたために、五十二年当時比としますと、不足金の見込みは減ってきておるという状況になっております。

○松前達郎君 その将来見通しというものは、一体どういふふうにお考えになっておりますか。

○政府委員(三角哲生君) これはずっと先までの見通しは、なかなか正確には困難であるかと存じますが、一応の試算をしたもので、ただいま手元にあるものについて申し上げますと、長期経理について、組合員数が昭和六十年以降が一応一定に安定を置きませんと計算ができないわけでございますので、一定と見て、その数字としては一

億三十四万七千四百人程度にございします。

それから、給与の改定率でございしますと、年金改定率、これを八%、それから資産運用利回り、これが若干増減があるかと存じますが、過去十年間の平均で七%といたしまして、そして掛金率を現行のままで据え置くということで計算をいたしますと、単年度の収支におきましては、二十四年度の昭和七十九年度、それから保有資産につきましては、三十二年後の昭和八十七年度に赤字になる、そういうような見通しの計算をいたしておるのでございます。

○松前達郎君 じゃ将来いずれにしても赤字になるという見通しはあるわけですね。それに対して、やはりいまから長期見通しのもとに健全なる運営というものを図っていくべきじゃないかというところになるかと思うんですが、そうなりますと、当然いろいろな問題がこれに派生するということか、関連して出てくるんじゃないかと思うんです。いまの、その他の共済関係者と見ましても、大体そううまくいっていないというのが現状でありますから、いわゆる、三Kというような問題もありませんか。そういうふうなことにないようにはいまいから手当てをしておかなければいけないんじゃないかと。そのためにはどうしても国庫補助の問題というのが絡んでくるんじゃないかと私は思うわけですが。

そこで、もう一つだけお伺いしたいんですが、都道府県の共済組合掛金に対する助成ですね、これについては、現状は、概略で結構ですから、大体どういふことになっておるんでしょうか。

○政府委員(三角哲生君) 五十四年度についての状況を申し上げますと、四十七都道府県のうち、大学から幼稚園までの全部の学校種類に対して千分の八の補助を行っておりますものが三十七県でございます。したがって、十のものが完全な補助をしておらないということになります。そのうち、全然補助金を出しておらないのが四県、それから一都につきましては、東京でございますが、これは大学、短大、高専については補助をし

ない、こういう状況になっております。それから一府、一県におきましては、補助期間をまるまる十二カ月ということではなくて、短縮をするという形で、圧縮のような扱いが見られます。それから学校法人に対する補助はしないで、いわゆる、組合員の掛金分についての補助だけをするというのが北海道のほかに二県でございますから、三道県となりますが、そういう状況でございます。大体前年度とほぼ同じような状況でございます。五十二年度当時よりは若干こういった扱いを圧縮する府県が、ごくわずかでございしますが、減ってきておるという状況でございます。

○松前達郎君 そうすると、地方財政が非常に苦しいということもあらうと思えますけれども、だんだんと補助に対しては後退をしつつあるという傾向だと受け取ってよろしいでしょうか。

○政府委員(三角哲生君) 一番状況が悪かったのは三十五年当時ではないかと思っておりますが、そうして、いまおっしゃいましたように、地方財政の状況もございまして、五十一、五十二とそういう状況が、若干の改善は見ましたが、続いておりまして、そうして五十三、五十四をあえて申し上げますれば、それほど目立った改善は見られませんが、ほぼ現状維持でございまして、こういうことで、私も都道府県に対して、前々からの当委員会での御意見もございまして、できるだけ努力をしていただくようお願いしてきております。が、悪化はしないけれども、それほど目立った改善も見えておらないというのが現状でございます。

○松前達郎君 これについては、また今後ひとつ都道府県に関して要望なり、なんなり続けていただいて、だんだんと後退して最後なくなるというふうなことがないように、ひとつ御努力をいただければというふうに思っております。

そこで、毎回の法案が通過するときに附帯決議が行われるわけですね。附帯決議というのがどれだけの威力があるのかどうかよくわかりませんが、けれども、この五十三年のときでも附帯決議が幾つかついておるわけです。これについてその後どう

いうふうな対応をされておるのか、それについてお伺いをいたしたいと思うんですが、まず最初にさっきの質問申し上げたことと関連もあると思えますけれども、長期給付に要する費用に対する国の補助率、これが百分の二十に引き上げるようにしていただきたいという附帯決議があるわけですが、これはほかの方との関連もあるかもしれないんですが、先ほど申し上げたような長期展望に立っていきますと、やはりいまからこの手当てというのは十分考えておかなきゃいけないんじゃないかと思うわけなんです。これについてはどういふふうに対応されておるか、それについてお伺いいたします。

○政府委員(三角哲生君) 私どもも附帯決議の趣旨は尊重されなければならず、その御趣旨に従って努力をしなければならぬと思っております。次でございします。ただいま御指摘の長期給付の国庫補助率の改善の問題でございますが、まあ例年のように私どももこれを百分の二十に引き上げていきたいということで、財政措置につきまして努力をいたしたわけでございしますが、やはり今年度は非常に国全体の財政が困難な回り合わせにもなっております。それからやはり国庫補助につきましても、これは従来の経過のあることでもございまして、これは厚生年金に対する補助率、それから私学共済ないしは農林年金に対する補助率、それからもう一つのくくりといたしましては、国家公務員あるいは地方公務員に対する共済に対する補助率といったような、それらが以前からの経過の上に立ちまして、全体の均衡といったようなことも考えながら、財政的な措置を行ってきておる経緯もございまして、私学共済につきましては従来等も農林年金と同じ百分の十八ということで、今年度も従来の数値と同じ数値で結論を出さざるを得なかったというのが実情でございます。

○松前達郎君 ほかの年金との、公的年金制度との比較をするというふうになると思いますが、けれども、趣旨としては先ほど申し上げたように、これが今後将来にわたって健全な運営がされ

るといふのが趣旨だと思ふんです。そういう意味で、引き上げについて百分の二十以上引き上げるという附帯決議ですね、これについて今後もひとつ努力をしていただきたい、かように思ふんですが、その点大臣いかがでしょうか。

○國務大臣(谷垣 一 君) 全くこの問題は御指摘のとおりでございます。私学共済に関しましては、私はほかのあれに比べて、ほかの方が非常に悪いのが多うございまして、将来の見通し等について暗いのに比べますと、私学共済の方はまだそこまではいいないという点があるかと思ひますが、しかしそれにいたしまして、共済の持つておる性格からいまして、国の補助率をもう少し上げてもらいたいという希望は始終持つておるわけでございます。先ほど局長からもお話がありましたように、農林年金の方の關係でありますとか、厚生年金の關係でありますとかいう実は横並びの問題を非常に財政当局が厳しく言つてまいりますので、ここだけというわけにはまいらない状況がございまして、それはもうやむを得ぬと思ふんですが、しかし共済全体の立場から見まして、ことに私学共済の持つておる重要性から考えまして、御指摘のような努力は今後も続けてまいりたい。五十五年度は残念でございしましたが、来年度につきましても同様の努力をさらに進めてまいりたい、こういうふうに考えております。

○松前達郎君 まあほかの制度が悪いからそれと比較してというふうなことをよく言いがちなんですけれども、ほかの制度が悪ければこの制度はそれなりに直していけばいいんでしょう。何も下の方を見て右へ習えする必要もないんじゃないかというふうに思ふんです。そういうことでひとつ今後ますますの努力をお願いしたいと思います。

それから、同じ附帯事項の中の長期給付に対する私学振興財団の助成金の問題、これについても強化措置を図っていただきたいというふうな附帯決議が行われておるわけですが、これについてはどういふふうに対応されておるんですか。

○政府委員(三角哲生君) 私学振興財団の方か

ら、できますれば私立学校教職員共済組合の方の助成金を充実するということは、私学振興財団がその事業活動を通じて、私学の方から納めていただくました利息をまた私学なり、教職員に還元するというところでございまして、それができれば非常に好ましいことでございまして、私学振興財団としても努力をしなければならぬ、私学振興財団として努力をしなければならぬ、私学振興財団の収益と申しますか、收支の状況が非常にぐあいよくいくというふうなまいりませんものでございまして、正直申しまして、若干の、わずかでございまして、上向きには持つてきておりま

すけれども、目立ったほどの改善はまだ前回の御審議以来見ておられないというのが正直なところ実態でございます。

それから、私学共済組合の方は非常に発足以来だんだんと給付の内容等がスケールが大きくなつてまいりまして、いわゆる標準給与総額といったような金額の伸びが非常に大きいわけでございまして、必ずしも私学振興財団が各私学に対して主として施設の整備を中心とする貸し付けを行いますその事業規模というものは、私学共済のスケールの拡大とパレルにまいらないというふうなこともございまして、なかなか比率的に申しますと、昔やっておりますようなほどの比率を維持しながら、助成の内容を充実していくというところが客観的に見ても困難な状況に置かれておるといふこともございまして、先ほど御説明申し上げたような実情になつておるのでございまして。

○松前達郎君 これは財団そのものが、やっぱり政府出資金といふんですか、この増額を獲得していかねければなかなかこれむずかしい問題と思うので、その辺もまた今後努力をしていただきたい、かように思ふわけですが、

それから、短期給付に要する費用についての国庫補助の措置、これについても附帯決議が行われていると思ひますが、これはどうなんですか、ど

うも予算案の作成のときを見ますと、文部省の方から出すべきときにもうすでに文部省側の要求額はゼロになつてゐるわけですが、これは一体どういう理由で要求をしなかつたのか、これについて御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(三角哲生君) 短期給付の事業に対しまして国庫補助につきましても御決議もいただきまして、従前は年々の懸案事項ともいたしてございました。ただいま御指摘のように、昭和五十五年度の予算編成についてでございまして、この予算編成に際しても、したがって検討を行った次第でございまして、その結果、私学共済組合の短期給付の收支状況でございまして、実は昭和五十二年

度度につきましては約四十三億円の黒字というところで、それから五十三年度におきましても二十七億円の黒字という結果でございまして、そして累積利益金もかなりの金額になつておる状況でございまして、そういったことで收支状況が良好でありますということと、それから政管健保におきましては一般の保険料のほかに、いわゆるボーナスから特別保険料を徴収するというような措置をとつてございまして、私立学校教職員共済組合におきましては、短期給付の掛金率は千分の七十六といふことで、組合員負担が千分の三十八といふことで、政管健保の一般の保険料率よりも低率でございまして、さらには政管健保ではないところの付加給付なども実施して、年々その充実も図つておりますわけで、したがって、そういうこととございまして、それから他の共済制度との均衡も考慮いたしまして、これは概算要求を行うことはどうであらうかという判断に立ちまして、あえて要求を行わなかつたという次第でございまして、今後につきましては、やはり短期給付の收支状況、医療費の動き、それから掛金率をどういふか、あるいは修正をしていけたらいいかといううなことを総合的に組合の方で判断してもらひまして、私どもも慎重に検討したいといふふう

に考えておるものでございまして。

○松前達郎君 それでは今度は退職手当制度、こ

れについてお伺ひしたいのです。

附帯決議の内容と関連ないかもしれませんが、私学教職員の退職金について、その解釈についていろいろな議論があるのではないかと思ひます。たとえば、退職金については、労働省の方では退職手当というのは賃金の一部である、こういうふうに行行政的な解釈を下しているのだと私は思ふのです。そういうふうなことから解釈いたしますと、この手当というのは経常費として認めるべきじゃないかという問題、この問題が出てくるのではないかと思ふのです。ですから、経常費として認めるとすれば、補助対象としてこれが浮かび上がってくるわけなのですが、どうも文部省の方では経常費としては認めない、補助対象は困難だ、こういうふうな見解じゃないかと思ひます、その点いかがですか。

○政府委員(三角哲生君) 退職手当が通常給与制度の一環をなすものというふうな理解されておりました、そのことについては私どももそういう一般の理解の上に立つて考えるべきであらうと思つております。ただ、これがいわゆる経常費か、あるいはそのつどの臨時費かというふうなことになると思います、これはそれぞれの組織によりまして、人事構成と申しますか、職員の年齢構成等によりまして、非常に多額に経費を要する年もあれば、それほどでもない年もあるといふことで、したがって、たとえば私学振興財団の経常費の融資の一つの対象項目としておりまして、非常に多額の退職手当を必要とするような年に、学校が財団の方から臨時的に資金の貸し付けを受けるというふうなケースは具体にあるわけでございまして、そういうことから、これが果たしていま御指摘のように経常費と見られるか見られないかにつきましては、私どもとしては、かといつて、これは全くの臨時費であるかどうかという点について問題があるかと思ひますので、慎重に検討したいと思つております。

○松前達郎君 その辺十分検討していただきたいのです。一般的には退職手当というのは、後払い

どもも予算の折衝の際にはそれなりの努力をしてまいってきたわけでございますが、やはり従来からのいろいろな各共済制度、あるいは年金制度のそれぞれの経緯でございすとか、それから現状におきます横のバランスといったようなこともございまして、百分の二十ということがなかなか実現できない状況でございます。ただ、これは補助率とは別ではございますが、柏原委員ももう御存じのとおり、財源調整費というようなことで、例年、これは制度としてやっておりますので、毎年毎年のことになりましたが、しかし毎年これは確保させていたでいて、なるべく実質百分の二十に近いところまで手当てをするという形ではまいっておるのでございますが、正規の補助率ということでは本年度も実現を見るに至っておらないのでございます。経緯と申しましたが、私学共済につきましては、発足当初百分の十という補助率が三十年に百分の十五になりました、四十一年まで百

分の十五でまいりましたが、四十一年から十六にし、それから四十七年に至つて十八にしたわけでございます。公務員共済の方は、百分の十から発足いたしました。現在百分の十五ということでございます。ただ、厚生年金の方が私学共済あるいは農林年金と同じように、ずっと十五でまいつておりましたのが、四十年以来二十という扱いになつておりますので、二十というのが一つの努力目標であるというふうに思つております。

○柏原ヤス君　いまの御説明では、本当に今後百分の二十の補助率で補助ができるかどうかという点について何か文部省は弱気じゃないか。いまの御答弁の中で、財源調整費を含めれば大体百分の二十に近いというような言い方をなさつておりますけれども、この長期給付費の補助百分の十八というのは、財源調整費を考えてそして百分の二十というのをよしとしているわけじゃなくて、財源調整費はこれは別な問題であつて、こういうものを頭に置きながら、百分の二十というようになことを考えているようじゃ私はおかしいと思うんですね。そういうところに文部省が強気で大蔵省に

ぶつかれないんじゃないか、こういうことを考えるわけでございます。また、財源調整費だってふえるときもあれば、減るときもあって、必ずしもそういうものを含めても百分の二十になるかどうか、また不安定なそういう考え方じゃならないと思うんですね。そういう点、大臣にぜひこの点について来年度の見直し、これに対する取り組み、その点を力強い御答弁を期待しておりますけれども、いかがですか。

○国務大臣(谷垣恵一君) 御指摘のとおりだと思ひます。これは御存じのとおり、厚生年金の方は百分の二十ということですのでやっておるわけでございまして、私たちの方もぜひそこまで持つていけと、制度的に安定したものでなきゃ困るという主張を続けてきておるわけではありますが、なかなかそれがいなくて、いまの財源調整費のところ、言ってみると結末をそこで妥協したようなかつこうになっておるわけで、制度的に一つの確立をする必要があるだろうということは十分私たちも心得ておるわけでございますが、来年度の予算編成、どういうふうに取り組んでいくか、まだ最終的な結論は出ておりませんけれども、長い間のこれ問題点であることはもう十分承知をいたしておりますので、極力力を尽くして実現に文部省といたしまして努力をしたいと、かように考えておるところであります。

○柏原ヤス君 次に、長期給付掛金に対する都道府県補助についてお尋ねいたしますが、共済制度発足以来、都道府県がこの長期給付掛金の千分の八相当額の補助を行ってきておりますが、最近は特に地方財政の悪化、こういうことが理由になって、補助率を低くしたり、あるいは、大学に対しては補助をしないというような都道府県があると聞いております。この現状に対して、各都道府県が少なくとも千分の八の補助、これをすべての大学について行つて、これがやはり当然だと思つてゐます。そういう点で、いままでも指導なさつていたと思いますけれども、さらに強い指導、こういうものが必要じゃないか、特に、具体的にこういう

ふうになんか行われているのかどうか、具体的にお聞かせいただければ、お聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(三角哲生君) 御指摘のように、大学に對しましての掛金の補助につきまして、若干圧縮と申しますか、しておりますのは、都道府県のうち五つがそういう状況で、それから大学、高専、短大等に全然補助を行わないところが一つあるわけでございます。それから、つけ加えて申しますと、一切補助をしてないところがあるわけでは、特に高校以下の学校につきましては、都道府県が所轄庁でもありますし、地方交付税上の措置もされておるわけでございますから、これは極力やはり補助をしていただくように御努力をお願いしたいと思つていますし、それから大学、短大等につきましては、これは直接の所轄ではないとは申せ、やはり地域社会の教育、文化の向上に非常に寄与をしておるといふ点にも着目していただきまして、そしてやはり前からやっていたものがだんだんに後退の方向に行くといふことは遺憾でございますので、いろいろな機会を通じて、都道府県当局に對して御努力をさらにお願いしてまいりたいといふふうに思つておる次第でございます。

○柏原ヤス君 その点も今後後退しないようにひつと文部省から強い指導をお願いしたいと思ひます。

次に、私学振興財団の助成についてお尋ねいたします。

昭和三十七年に当時の私学振興会と私学共済組合の申し合わせによって、掛金率に対しては千分の六相当額の助成を行うことになっているわけですが、五十五年度の助成額はわずか三千萬圓、掛金の率にしますと千分の〇・〇三というふうに申し合わせによる額と比べると極端に少ないわけですが、この理由はどのように文部省としては考えていらつしやるか、また理由が何であるかということを文部省に答えていただきたいと思ひます。

○政府委員(三角哲生君) これは昨年の御審議の

際にも御指摘いただいた事柄でございますが、確かに御指摘のとおり、昭和三十七年の時点で、私立学校教職員共済組合側と、当時の私立学校振興会の両方の間で、御指摘のような助成をやっているという協議、申し合わせが行われたわけでございます。三十七年当時は、実際の助成率にいたしました千分の三・六ということでやっておった次第でございます。三十年発足のころは実際の助成率は千分の五・六ということで、千分の六に非常に近い数字でございましたので、その数値を恐らく一つの目標として申し合わせが行われたというふうに理解しておる次第でございます。

それから、いま御質問のどういふうな理由で現在のような状況になっておるかという点でございしますが、いろいろあるとは思いますが、一つにはやはり私学共済の方の全体の事業規模と申しますか、あるいは給付のスケールというものが非常に大きくなっておりまして、三十七年に比べますと約二十五倍ぐらいになっておるのでございします。一方私学振興財団の事業規模というものは約十三倍ぐらいでございまして、半分ぐらいの伸びでございしますので、そういった面から収益を伸ばすということも、そういった事業の規模から申し

まして制約が一つございます。それからもう一つは、やはり貸し付けにつきましても、できるだけこの貸し付けを長期低利の有利な条件で貸し付けようというの、一つの私学振興財団の事業のあり方でございますので、そういった面から、余りこの利益金を上げることだけに着目して事業も運びにくい面がございます。それと同時に、ここ数年來の、最近またちよつと事情が變つてきつたありますが、低金利時代というような状況もございますが、低金利の高が必ずしも順調に伸びてまいらないということ、例で申しますと、三十七年には貸し付け事業に基づきます利益金が約五億一千万ございました。たとえば四十二年當時は八億八千万というぐあいに伸びてきておりましたが、五十二年はまただんだんに減りました五億七千万、五十三年度で五億八千万というような

ことで利益金が三十七年と同じ五億台にかな
つておりませんが、ないのでは振れないとい
う言葉になりますが、ないのでは振れないとい
うようなことが端的にあらわれまして、そうして私
学共済に対する助成金でございますが、やはり既
年金者に対する年金の増額分、これは年々に現実
に支払いに充てる金でございますので、その方に
必要な三億何がしのお金をまず確保いたしまし
て、そしてあと余裕のある分を長期給付の整理資
源の方に回します関係で、いま御指摘のような非
常に少ない金額にここ数年来はとどめざるを得な
いというようなようになっておるわけでございます。
た、それも極力できるだけ入れられる分は入れよ
うということで、非常な少額ではございますが、
年々千万円から次の年は二千万、それからさらに
三千万というようなふうに少しずつではございま
すが、これができるだけ回復の方向に道をたどら
していきたいと思っておりますが、ただ、現状で申
しますと、まるまる千分の六確保するためには、
約四十五億円ぐらいが必要になっていまして、と
ても現在の経理状況ではそこを直ちにとというの
がむずかしいという、そういう実態の中に置かれ
ておるわけでございます。

○柏原ヤス君 いろいろ理由をお聞きいたしました。この私学振興財団が私学共済に助成するその財源というものが、貸し付け事業を行って、そうしてその利益を得ると、その利益金を充ててやっているわけですが、この利益金が窮屈になっているので、共済に十分な助成ができないということになるわけです。この利益金をじゃふやすのにはどうすればいいかと、これは私が申し上げるまでもなく、貸付事業の元金、利息の安いもの、あるいは無利息のもの、こういうものがたくさんあればいいわけで、はっきり言えば無利息の政府出資金が多くなればいいわけです。それについてだんだんというふうなお話ですが、格段にこれをふやすというふうな見通しがあるかどうか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(三角哲生君) 出資金をふやします

ば——出資金は柏原委員御指摘のとおり無利息でございませう。そのほかの原資は財政投融資資金なり、あるいは私学共済からも借り入れて、それを私学の施設等に回しておるわけでございませう。これはまあそれそれ借入先に適正な利息を支払いませうと回っていかないということでございます。出資金の増額は非常に重要なことでございまして、私も毎年毎年ずつこれについて力をを入れてまいってございませう。

ちよつと経過を申し上げますと、実は四十五年以降五十二年まではずっと毎年十億——それでも努力しましてこの出資金を絶やすことなく十億ずつ計上してきてまいっておりますが、五十三年にはこれを十五億にふやしまして、五十四年に二十億に増額をし、五十五年は非常にやはり財政上むずかしい年ではございましたが、この二十億を維持し確保して、五十四年と同額を今年度も確保していただいております。そして合計として現在累計として約三百四十億という出資金を確保しております。この努力はやはりできるだけ続けていきたいというふうに思っております。

○柏原ヤス君　そこでもう一点、いままでのそうしたやり方、これでなくて、国が千分の六相当額を直接私学共済に補助として行ってもいいんではないか、こういう考え方、これは検討すべきだと考えておりますが、いかがでしょうか。

○政府委員(三角哲生君)　御提案でございますが、これはまあ共済組合の制度というのはいささかいろいろの観点から、従来の経緯あるいはそれぞれのいろいろな各共済制度の間の均衡でございますとか、それからそれぞれの共済の持ちまういろいろな状況等を勘案して、非常に複雑なところをいろいろと整理をいたしまして、組み立てられておるものでございまして、ただいまの御提案、直ちに私も意見を申し上げにくいのでございませう。現状ではやはり何とか私学振興財団の経

営の改善と申しますか、できるだけ上向きの経営に期待して、この千分の六というのは非常にむずかしい数値でございませうが、できるだけ補助の充実を期してまいりたい、そういうふうに考えたと思っております。

○柏原ヤス君　次に私学共済の短期給付の改善、そして国の補助についてお聞きいたしますが、公立学校の共済の短期給付と比較しますと、家族療養費の付加給付が悪い、非常に問題だと思っております。そして、これはぜひ改善すべきだと考えておりますが、改善のできない理由が特にあるのでしょうか。

○政府委員(三角哲生君)　付加給付につきましては、これはやはり他の共済組合の給付内容も十分に参考をいたしまして、これを勘案いたしまして、私立学校教職員共済組合としては、このところ年々努力をいたしまして、改善に努めてきたところでございませうが、ただいま御指摘の家族療養費付加金の改善につきましては、昭和五十五年の同組合の事業計画の作成に当たっても検討をなさったところでございませうが、五十五年度は御指摘のよう、この改善につきましては見送ったところでございませう。これは家族療養費付加金につきましては、私立学校教職員共済組合におきましては、自己負担額から二千円を減じた額につきまして、その八〇%を見ておる。まあ比較の対象として、公立学校教職員共済組合をとりまうと、これは自己負担額から千円を減じた額の全部を給付しておるというところでございまして、したがって、その点につきまして、なお私学共済の方は改善をしなければいけないじゃないかという御指摘があることは十分理解できるのでございませう。ただ、現行制度と比較しまして、これを公立学校共済組合並みに改善いたしますと、約十八億の給付増となりまして、五十五年度だけの収支見込みでは若干剰余を見込んでおりますけれども、ただ五十五年に積み立てなければならぬ支払い準備金等、そういったものがございまして、これが十三億八千万円というふうな金額が必

要なものでございませうが、これを積み立てることができなくなるといふようなことで、こういう付加給付を考えますと、逆に組合員あるいは学校法人に新たな掛金の負担をお願いしなきゃならぬということのようなことがございませう。ほかにも事務処理上の問題等もございませうが、基本的にはいま申しましたようなそういう収支のバランスの観点から申しまして、なお現状ではちよつと時期的にそこまでする力が及ばないということではございませう。

ただ、五十五年度には、いまの家族療養費の方は無理でございませうが、埋葬料あるいは結婚手当金、あるいは災害見舞い付加金といったような、そういう若干、家族療養費のようないわゆる大型のものではございませうけれども、できますものからこの付加給付の改善をやらしていただいたいという結果になっておるのでもございませう。

○柏原ヤス君　いま御説明をお聞きして、収支のバランスが崩れるからとか、もしこれを改善すれば十八億増になるとか、掛金の負担の問題、いろいろ御説明があつたわけですね。だからこそ国が補助をすべきだといふ附帯決議もついているわけなんです。ぜひこの短期給付に対する国の補助というものが必要なんです。改善をしないといへばいまのままで黒字でいくかもしれないけれども、当然改善すべき家族療養費の付加給付を改善すれば、黒字だなんて言っていられない状態になってくるんです。それがわかつておるんだとすれば、私は文部省は大蔵省にこの国の補助についてやはり要求すべきだと思ふんです。それを全然要求してない。私学共済側からも百分の十という補助を出して強く要望しているわけなんです。ですから、ぜひ給付の改善を行うという、そういう目標に向かって、現在は黒字でも、必ず先に行つて経理の事情が変わつてくるんですから、改善を考えると同時に、補助についても文部省は強気でやっでいっていただきたい、こういうふうに思ふわけでございます。大臣に一言お願いいたします。

○国務大臣(谷垣一君)　これは五十五年度は御存じのとおり若干であります。付加給付を改善したわけではございませう。したがって、この経理の内容その他を見まして、漸次こういうものを改善していくことは、これは考えていかなきゃならぬと思ひますが、とりあえず五十五年度新しく改善いたしましたから、しばらくは様子を見させていただきます。こういうふうに考えておるわけでありませう。

それから長期給付、短期給付の問題があるわけではございませうが、短期給付の政府からの、国からの補助金の問題は、政管確保の非常に状況が悪いところにはやっておるわけでございませうが、ちよつとこの私学共済の短期給付の問題につきましては、先ほど来お話がございませうが、黒字が若干、まだほかに比べればいい状況でございまして、ちよつと短期給付の問題に直接国の補助という形にはむずかしい状況であるかと判断をいたしております。共済全体、長期短期全部含めてのいろいろな問題を改善していくことに努力をいたしていきたい、かように考えております。

○柏原ヤス君　最後に共済組合の事務費に対する補助についてお尋ねいたしますが、この国の補助の割合をずっと見てみますと、年々大幅に下がっているわけですね。それが組合員の負担になっていくわけですが、少なくとも半額は国が負担すべきではないかと思ひますが、その点いかがでしょうか。

○政府委員(三角哲生君)　事務費につきましても、これは各年度で若干ではございませうが増額に努めてまいつたところでございまして、五十五年度におきましても単価の増を行ひまして、前年に比しまして約一千六百六十万増の二億四千四百萬増の計上しておるわけでございまして、この単価増の扱いにつきましては、これは国家公務員共済組合あるいは農林年金共済組合とも同じ内容で同一の扱いで措置をしておるわけでございまして、そして年々全体の比率として、確かに御指摘のようにならなくなつてまいっております。

が、やはり極力私学共済組合といたしましたが、事務処理の合理化、能率化、あるいは電算機を導入するといったようなことで、必ずしも組合の事業規模がふえなくても、それに付られて事務費がふえないような努力もあわせていたしたいというふうに思っております。半額の補助につきましても、これ全体の制度にかかわる問題でございますので、御意見としてはちょうだいいたしますが、かなり慎重な検討を要することであらうというふうに考える次第でございます。

○小巻敏雄君 大臣にお伺いしたいと思うんですが、私学と申ししても、それは大学の場合とそれから各府県にある高等学校の場合と、その進学していく国民の側からの対応にはやや違いがあるうかと思うんです。高校の場合をながめてみますと、アメリカなんかのやり方を見ると、公立学校は市町村教委で所管しているんですね、高等学校までは。公立に行くつもりならみんな行けるようになった上に、私学がいわばより条件のいい教育をやっているように思うんですね、態容としてはね。教育条件も私学の場合には公立で保障しているのをぬきんでたような状況になっており、教職員の待遇にしてもそういう状況になっておる。日本の場合にも、進学率が五〇％以下くらいの状況だと、さまざまな多様性があるて、また独特の事情があったかと思うんですが、一九六〇年代、七〇年代以降、高校の場合にはまあ進学率の権利といいますか、九〇何％ですから、いわば不進学率の権利があるというぐらいで、特別な人が高校へ進まないだけで、まあ普通には義務教育に準じてみんな行っているわけですね。その限りではばくは非常な内容にしても、教育条件にしても、もうほぼ公科内容にしても、教育条件にしても、もうほぼ公立と同じような状況を目指して進んできていると思うわけですよ。もちろん何もそれに対して政策がついて進まなかったと言っているんじゃないわけです。問題意識もあり、見合って進んでいっているけれども、どうしても現実の進捗と、やるべきこととのギャップがある、こういう点から考え

て、もう政策的にはやはり公立と私学との共済法のごときもの差があつていいということではなくて、速やかに目標を立てて公立並みを実現するということで進むべきだし、進んでいだけたかと思うわけです。その点ひとつ基本姿勢でお伺いをしておきたいというのが第一点です。

それから、すでに各質問者から言われていますから簡潔にしたいと思うんですが、長期給付の問題ですね、これすでに十五年間、昭和四十年以来附帯決議ですつとやってきて、それなりの取り扱ひもあつたわけですが、少なくとも五年なり、十年の間では段階的によつてきたわけですね。今回は先回のいわば改良から九年たつんですね、こととしては。少なくともいままでに十年以上目標を立てたものが迫り送られていったことはないから、もう限度が来ていると思うんですけれども、ことしか来年か、もう再来年になれば十年過ぎています。そういうような点で、少なくとももうこれは限度が来ておつて、緊急、重点的に果たさなければならぬものだというふうにお考えになっているかどうかというのがこの長期給付の問題での御質問です。

短期給付もいろいろ御説明がありました。短期給付の問題も、現地で聞いてみますとやっぱり非常に要求は具体的なんです。それは政管健保との比較というものもあるでしょうし、政管健保の改善、改良自身が問題になろうかと思いますが、何としてもやっぱり公立共済に速やかに年次的にも目標を立てて接近をするというふうに考えていただきたいと思うがどうかということであります。その各県の、都道府県の補助についても一たん出ておったものが下がるというようなことは、ひとつ突っ張ってでもそうならないようにしてもらいたいと思うんですが、突っ張りをかけてあげるという考え方を持っておられるかどうかというようなことであります。

それから退職手当制度、これも前質問でもありましたが、やっぱり文部省は少なくとも退職手当という制度を、学校という状況にかんがみて、後

私い賃金、生活給だという見方を確立されるべきではなからうか、そうでないとなかなか問題は前進しないと思うのです。それに、非常に私学の数もふえてまいりまして、条件の平準化もありますし、そこにおける教職員は大体転動もなしでいろいろな条件もある中でやっておりますし、それが人的交流が可能になるような基礎づくり、こういうような点も問題意識の中に加えていただきたいというふうに思うわけであります。私は高校で問題がよく見えると言っているのであって、本質的には大学も当然同じことでありますから、そういうふうにながめていっていただきたいと思うのです。特に高等学校の事情を見ますと、谷垣先生のお出身地のあたりであれば、ほとんど公立高校へ進んでいるわけです。福知山から宮津、私もそこで歩んできましたが、東京などだとすでに私学がありますから、これとあわせて教育行政上の進学指導でもやっておるわけで、この問題については他の諸国に比べても非常に日本の場合には私学の公教育性というものの比重が重いだろと思うますし、つけ加えて申し上げておくわけです。ひとつ御答弁いただきます。

○國務大臣(谷垣專一君) いま先生のおっしゃいました全部につきましてどうも私もはつきりしたお答えができない点がございますが、あとは政府委員からということで御勘弁を願いたいと思います。

私立高校と公立高校とのこういう長期、あるいは短期の問題につきましての共済関係の処遇をできるだけ同じようなものにしたという願望は、私たちもそういう願望を持っておるわけでございます。しかし、これはいまの日本の、長期、短期ともですが、共済の関係、あるいはこういう保険の關係を見ますと、もっと端的に言えば、それじや全部厚生年金なり、何なりに一本になつたらいよいよないかという議論になるのですが、これは大ざっぱ過ぎた議論になるかと思ひます。それぞれの共済なり、年金の制度が経緯と歴史を持って動いておるものですから、なかなか後の調整の場

合に、初めからという形にはなりにくい点があることはもう先生も御存じのとおりだと思います。そしてまた、私立高校の問題にいたしましても、い。一種の学園組織の形をとっておりまして、いろいろ問題がその点に生じてくるだろうと思ひます。きょうもここで御議論がございましたが、大学クラスのところでも現在私学共済に入っていない学園が五十幾つかも存在しておるといふこと、これはいろいろ議論があつてなおかつ現在の私学共済に入らない方がよいという結論を出しておられることだと思ひまして、そこらのところはいろいろと経緯があろうかと思ひます。ただ、基本的に考へまして、公立、私学を問わず、学校関係におられる方々が、同じような条件であつてほしいといふことにつきましては、私たちもそういう努力をすべきだと思います。いま直ちにと申しますと経緯がこういうふうひつかつてくることだと思ひます。

長期の問題につきまして、先ほど来、長い間の懸案であるから、いわゆる百分の二十の厚生年金金並みの問題に持つていく必要があるのではないかと、という御指摘でございます。それは、先ほど私も御意見を申し上げましたとおり、そうあつてほしいと私たちも考えております。ただこれは、それでは各年金がそれぞれ右へならえて同じかといひますと、公務員共済の方はそこまでいいないなつておると思ひます。私たちの方の私学共済と右へならえをいたしますものは、大体農林共済のものが同じような歩調で動いておるわけでございまして、厚生年金並みに何とか主張をして持つていきたいという考え方は終始持ち続けておりますので、努力をしなければならぬと思つております。それから、各県の補助金等が確かにばらばらの状況でございまして、一概には言えないと思ひますが、どちらかというところ停滞いたしております。あるいは物によつて少し悪化をしていく傾向が見える状況、これは非常に心配をいたしております。

す。その根底には地方財政の悪化ということがあることだと思ひますけれども、御指摘のようにすてにあるいままでの標準、基準をなすたけ退化させないよう、これは機会あるたびにお願ひをしいかなければならない、こういうふうな考へておるところでございます。

ほかに退職手当等の問題もございしますいろいろございしますが、先ほど退職手当の問題につきましては政府委員の方から御答弁いたしましたように考へてまいりたい、かように考へておるところでございます。

○政府委員(三角哲生君) 大臣の御答弁のとおりでございますが、若干数字的な面につきましてこの際補足をさせていただきますと、先ほど柏原委員の御質問にもちよつとお答えしましたが、長期給付に対する国からの補助の百分の二十の問題でございしますが、これは私ももともと要求もいたしておりましたが、その目標をもちろん持つておるわけでございますが、先ほど申し上げましたような財源調整費というものを計上いたしておりました、したがって、これを加えて国庫からの支出金の額自体をとらえますと、五十二年度につきましては加えますと、これの実績として給付費に對する率を出しますと、ちよつと百分の二十になります、五十三年度は百分の二十・〇八というやうな数字になっておりまして、国からの支出という点では百分の二十を実施した場合とほぼ同じ額を支出しておるといふことがございします、補足をして説明させていただきます。

それから、都道府県の補助につきましては、これも大臣から申されましたように、私も地方自治ではございしますけれども、できるだけ足並みをそろえて私学の振興のために御努力いただきますように、いろいろな機会をとらえまして要請を續けてまいりたいと思つておりますが、地方財政の悪化等もございまして、現状では委員も御承知と存じますが、特に私学の多い東京でございしますとか、あるいは京都、大阪といったやうなところが、五十年ごろからだんだんに縮小をしてまい

りまして、京都につきましては五十一年度には大学、短大は打ち切るといふことになりましたし、大阪につきましては、五十二年度には大学、短大について期間の短縮をして、それがさらに五十三年度にはより短縮をされておるといふやうなぐあいになっております。それから東京につきましては、五十三年度に大学、短大について打ち切るといふことでございますが、このやうな状況をさらに回復をさせていただくように、私もとしましては、これは自治体でございしますので、全体の状況を十分に説明をして、要請を續けてまいるように努力をいたしたいといふやうに考へておる次第でございます。

退職手当の問題につきましては先ほど大臣が申されましたとおりでございます。

○小巻敏雄君 最後について伺ひをしておきます。

退職手当はお答えがなかったのですけれども、退職手当の社会的性格というものは、あつた利益を生み出す大企業に對してでも税法上でもかなりの配慮をして、これは社会的地位を得ておるものですから、よく考へていただきたいというのが要望です。

最後に、私学共済と公立共済と比べて、やや異様に思ふのは、運営の問題として運営審議会、審査会に常識として労使とそれから学識経験者と三者構成に成るその代表といふのが、公立共済と比較しても性格が非常にあいまいなんです。具体的なリストを見ればいろいろ意見が出てくるわけですが、この点にはかなりの組織率を持つておる私学共済、全私懇とかいろいろございしますが、そういう代表をいれられてしかるべきだろつと思ふんです。これは公立共済とのつり合ひから見てもさうだと思ふんですが、いかがですか。

○政府委員(三角哲生君) この問題につきましては、毎年度の本法案の御審議の際に、衆議院の委員会におきまして、あるいは当委員会におきましても、御意見を承つてきたわけでございますが、その意味では繰り返しになるかと存じます

が、私もこれまでずっと私立学校側の、これは組合員並びに法人関係両方含めまして意向をくむための方式として、共済組合発足以来、私学団体の推薦で委員を委嘱をさせていただいております。なお、私学共済組合は、他の共済組合が二者構成でございしますが、私学の場合は組合員関係、法人関係、それに学識経験者といふやうな三者構成になっておりまして、それぞれ七名の委員を文部大臣が委嘱をしておるわけでございます。推薦団体でございします全私学連合は、これは改めて申すまでもないかと存じますが、これは学校の経営面のいわゆる役員のみならず、学長あるいは教職員の方々も含んだ、いわば私学の教育の振興を目的とする包括的な団体でございします、したがつて、私も推薦団体でございします、したがつて、私どもは推薦団体であります全私学連合に對しまして、今後とも組合員関係の候補者の推薦に当たつても、十分にその共済組合員の意向が反映されるやうに、ふさわしい代表を推薦するやうにお願ひを續けてまいりたいといふやうに考へておる次第でございます。

○委員(大島友治君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、山東昭子君が委員を辞任され、その補欠として中西一郎君が選任されました。

○委員(大島友治君) 以上で本案に対する質疑は終了いたしました。

これより討論に入ります。——別に御発言もないやうですから、これより直ちに採決に入ります。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方は挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕
○委員長(大島友治君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

高橋富君。私は、ただいま可決されました昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に對し、各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に對する附帯決議(案)

政府は、次の事項について検討し、速やかにその実現を図るべきである。

一 長期給付に要する費用に對する国の補助率を百分の二十以上に引き上げるやう努めること。

二 長期給付に對する日本私学振興財団の助成金について、必要な強化措置を講ずるやう努めること。

三 地方財政の実情にかんがみ、長期給付掛金に對する都道府県の補助を充実にするため、必要な措置を講ずるやう努めること。

右決議する。

以上でございます。委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員(大島友治君) ただいま高橋君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方は挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕
○委員長(大島友治君) 全会一致と認めます。よつて、高橋君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に對し、谷垣文部大臣から発言を求められておりますので、これを許します。谷垣文部大臣。

○国務大臣(谷垣君) ただいま御決議がありました事項につきましては、御趣旨に沿つて十分

は、法人とする。

(事務所)

第三条 健康会は、主たる事務所を東京都に置く。

2 健康会は、文部大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(登記)

第四条 健康会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第五条 健康会でない者は、日本学校健康会という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第六条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、健康会について準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第七条 健康会には、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。

2 健康会に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

(役員の職務及び権限)

第八条 理事長は、健康会を代表し、その業務を総理する。

2 理事(非常勤の理事を除く。)は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して健康会の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 非常勤の理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して健康会の業務を掌理する。

4 監事は、健康会の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は文部大臣に意見を提出することができる。

出ることができる。

(役員の任命)

第九条 理事長及び監事は、文部大臣が任命する。

2 理事は、理事長が文部大臣の認可を受けて任命する。

(役員の任期)

第十条 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格事項)

第十一条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、役員となることができない。

(役員の解任)

第十二条 文部大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることのできない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 文部大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その役員を解任することができる。

- 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反があるとき。
- 三 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、あらかじめ、文部大臣の認可を受けなければならない。

(役員の兼職禁止)

第十三条 役員(非常勤の者を除く。)は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、文部大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十四条 健康会と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が健康会を代表する。

(職員の任命)

第十五条 健康会の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第十六条 健康会の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 運営審議会

(運営審議会)

第十七条 健康会に、運営審議会を置く。

2 運営審議会は、二十五人以内の委員で組織する。

3 運営審議会は、理事長の諮問に応じ、健康会の業務の運営に関する重要事項について審議する。

4 運営審議会は、健康会の業務の運営につき、理事長に対して意見を述べることができる。

(委員)

第十八条 委員は、健康会の業務の運営に関係を有する者及び健康会の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣が任命する。

2 第十条及び第十二条第二項の規定は、委員について準用する。

第四章 業務

(業務)

第十九条 健康会は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 学校安全(学校における安全教育及び安全管理をいう。)及び学校給食(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第三条に規定する学校給食、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律(昭和三十一年法律第百五十七号)第二条に規定する夜間学校給食及び盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律(昭和三十三年法律第百十八号)第二条に規定する学校給食をいう。以下同じ。)の普及充実に関すること。
- 二 義務教育諸学校(小学校、中学校又は特殊教育諸学校(盲学校、聾学校又は養護学校をいう。以下同じ。))の小学部若しくは中学部をいう。以下同じ。)の管理下における児童又は生徒の災害(負傷、疾病、廃疾又は死亡をいう。以下同じ。)につき、当該児童又は生徒の保護者(学校教育法(昭和二十二年法律第六号)第二十二条第一項に規定する保護者をいい、同項に規定する保護者がいない場合における里親(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十七条第一項第三号に規定する里親をいう。)その他の政令で定める者を含む。以下同じ。)に対し、災害共済給付(医療費、廃疾見舞金又は死亡見舞金の支給をいう。以下同じ。)を行うこと。
- 三 学校給食用物資(学校給食の用に供する食品その他の物資で文部大臣の指定するものをいう。以下同じ。)の買入れ、売渡しその他供給に関する業務を行うこと。
- 四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 健康会は、前項第二号の業務のほか、高等学校(特殊教育諸学校の高等部を含む。)、高等専門学校又は幼稚園(特殊教育諸学校の幼稚部を含む。)の管理下における生徒、学生又は幼児の災害につき、当該生徒、学生若しくは幼児の保護者又は当該生徒若しくは学生が成年に達している場合には当該生徒、学生若しくは政令で定める者に対し、災害共済給付を行うことができる。

3 健康会は、文部大臣の認可を受けて、前二項に規定する業務のほか、第一条の目的を達成するため必要な業務を行うことができる。

(義務教育諸学校の災害共済給付及び免責の特約)

第二十条 前条第一項第二号の災害共済給付は、義務教育諸学校(第四十一条及び第四十二条を除き、以下「学校」という。)の管理下における児童又は生徒の災害につき、学校の設置者が児童又は生徒の保護者の同意を得て当該児童又は生徒について健康会との間に締結する災害共済給付契約により行うものとする。

2 前項の災害共済給付契約に係る災害共済給付の給付基準、給付金の支払の請求及びその支払並びに学校の管理下における児童又は生徒の災害の範囲については、政令で定める。

3 第一項の災害共済給付契約には、学校の管理下における児童又は生徒の災害について学校の設置者の損害賠償責任が発生した場合において、健康会が災害共済給付を行うことによりその価額の限度においてその責任を免れさせる旨の特約(以下「免責の特約」という。)を付することができ。

4 健康会は、政令で定める正当な理由がある場合を除いては、第一項の規定による災害共済給付契約の締結及び前項の規定により免責の特約を付することを拒んではならない。

(共済掛金)
第二十一条 第十九条第一項第二号の災害共済給付に係る共済掛金の額は、政令で定める額とする。

2 前条第三項の規定により災害共済給付契約に免責の特約を付した場合には、前項の規定にかかわらず、同項の額に政令で定める額を加えた額をもつて同項の共済掛金の額とする。

3 健康会との間に災害共済給付契約を締結した学校の設置者は、政令で定めるところにより、第一項の共済掛金の額に当該契約に係る児童又は生徒の数を乗じて得た額を健康会に対して支払わなければならない。

4 前項の学校の設置者は、当該災害共済給付契約に係る児童又は生徒の保護者から、第一項の共済掛金の額(第二項の場合にあつては、同項の政令で定める額を控除した額)のうち政令で定める範囲内で当該学校の設置者の定める額を徴収する。ただし、当該保護者が経済的理由によつて納付することが困難であると認められるときは、これを徴収しないことができる。

5 健康会は、学校の設置者が第三項の規定による共済掛金を支払わない場合においては、政令で定めるところにより、当該災害共済給付契約

に係る災害共済給付を行わないものとする。

(学校給食用物資の売渡価格)

第二十二條 健康会は、第十九条第一項第三号の規定により学校給食用物資を売り渡す場合の売渡価格を定めようとするときは、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の売渡価格は、学校給食用物資の買入れ、輸送、保管、加工、売渡し等に要する経費(以下「供給に要する経費」という。)の適正な原価を償うものであり、かつ、営利の目的の介入がないものでなければならない。

(国の補助がある場合の共済掛金の支払及び売渡価格の算定)

第二十三條 健康会が第四十条第三項の規定により補助金の交付を受けた場合において、公立の学校の設置者が第二十一条第三項の規定による支払をしていないときは、同項の規定により公立の学校の設置者が支払う額は、同項の額から政令で定める額を控除した額とし、同項の規定による支払をしていないときは、健康会は、当該政令で定める額を公立の学校の設置者に返還しなければならない。

2 健康会は、第四十条第二項の規定により学校給食用物資の供給に要する経費について補助を受けた場合には、当該学校給食用物資に係る前条第二項の原価については、当該補助額に相当する額を当該学校給食用物資の供給に要する経費の額から控除して算定するものとする。

(学校給食用物資の供給に関する制限等)
第二十四條 健康会は、学校給食用物資を文部大臣が指定する者以外の者に供給してはならない。

2 健康会がその供給に要する経費につき第四十条第二項の規定による補助を受けて供給する学校給食用物資を買入れ、加工し、又は保管する者は、当該学校給食用物資を学校給食以外の用途に供する目的で譲渡し、又は学校給食以外の用途に使用してはならない。

(高等学校等の災害共済給付)

第二十五条 第十九条第二項の災害共済給付については、第二十条及び第二十一条の規定を準用する。この場合において、第二十条第一項及び第二十一条第四項中「保護者」とあるのは、「保護者又は生徒若しくは学生が成年に達している場合又は当該生徒若しくは学生」と読み替えるものとする。

(業務方法書)

第二十六条 健康会は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、文部省令で定める。

第五章 財務及び会計

(事業年度)

第二十七条 健康会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画等の認可)

第二十八条 健康会は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第二十九条 健康会は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)

第三十条 健康会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、監事の意見を付けて、決算完結後二月以内に文部大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、財務諸表及び決算報告書に監事の意見を付けて、決算完結後一月以内に、これを

運営審議会に提出しなければならない。

3 健康会は、第一項の規定による文部大臣の承認を受けた財務諸表を各事務所に備えて置かなければならない。

(区分経理)

第三十一条 健康会は、災害共済給付に係る経理、免責の特約に係る経理及び学校給食の用に供する物資の供給に係る経理については、それぞれ他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十二条 健康会は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 健康会は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第三十三条 健康会は、文部大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金を行うことができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、文部大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 健康会は、毎事業年度、長期借入金の償還計画を立てて、文部大臣の認可を受けなければならない。

(余裕金の運用)

第三十四条 健康会は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

い。

一 国債又は地方債の取得

二 銀行への預金又は郵便貯金

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十五条 健康会は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、文部大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(文部省令への委任)

第三十六条 この法律に規定するもののほか、健康会の財務及び会計に關し必要な事項は、文部省令で定める。

第六章 監督及び国の補助

(監督)

第三十七条 健康会は、文部大臣が監督する。

2 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、健康会に対してその業務に關し監督上必要な命令をすることができ、(報告及び検査)

第三十八条 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、健康会に対してその業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、健康会の事務所若しくは健康会が学校給食用物資を保管する場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(農林水産大臣の同意等)

第三十九条 文部大臣は、学校給食用物資のうち文部大臣と農林大臣が協議して定めるものに関する、第二十二条第一項、第二十六条第一項又

は第二十八条(事業計画に係る場合に限る。)の規定による認可をするには、農林水産大臣の同意を得なければならない。

2 農林水産大臣は、健康会に対して、第十九条に規定する業務(学校給食に係るものに限る。)次項において同じ。)及びこれに係る資産の状況に關し、報告をさせることができる。

3 農林水産大臣は、必要があると認めるときは、第十九条に規定する業務に關し、文部大臣に對して、第三十七条第二項の規定に基づく監督上の命令を発することを求めることができる。

(国の補助)

第四十条 国は、予算の範囲内において、健康会の事務に要する経費の一部を補助することができる。

2 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、災害共済給付に要する経費及び学校給食用物資の供給に要する経費の一部を健康会に對して補助することができる。

3 国は、公立の学校の設置者が第二十一条第四項ただし書の規定により児童又は生徒の保護者で次の各号の一に該当するものから同項に定める額を徴収しない場合においては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、健康会に對して補助することができる。

一 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六條第二項に規定する要保護者

二 生活保護法第六條第二項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で政令で定めるもの

第七章 雜則

第四十一条 (学校の設置者が地方公共団体である場合の事務処理)

この法律に基づき学校の設置者が処理すべき事務は、学校の設置者が地方公共団体である場合においては、当該地方公共団体の教育委員会が処理するものとする。

第四十二条 学校の設置者が国家賠償法(昭和二十二年法律第百二十五号)、民法その他の法律による損害賠償の責めに任ずる場合において、免責の特約を付した災害共済給付契約に基づき健康会が災害共済給付を行ったときは、同一の事由については、当該学校の設置者は、その額の限度においてその損害賠償の責めを免れる。

2 健康会は、災害共済給付の給付事由が第三者の行為によつて生じた場合において、災害共済給付を行つたときは、その額の限度において、当該災害に係る児童、生徒、学生又は幼児が第三者に對して有する損害賠償の請求権を取得する。

(時効)

第四十三条 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

(給付を受ける権利の保護)

第四十四条 災害共済給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(公課の禁止)

第四十五条 租税その他の公課は、災害共済給付として支給を受ける給付金を標準として、課することができない。

(解散)

第四十六条 健康会の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第四十七条 文部大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第十九条第三項、第二十六条第一項、第二十八條又は第三十三條第一項、第二項ただし書の若しくは第四項の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十六条第二項又は第三十六條の規定により文部省令を定めようとするとき。

三 第三十条第一項又は第三十五條の規定による承認をしようとするとき。

第八章 罰則

(罰則)

第四十八条 第三十八條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした健康会の役員又は職員は、十萬元以下の罰金に処する。

第四十九条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした健康会の役員は、十萬元以下の過料に処する。

一 この法律の規定により文部大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第四條第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第十九條に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十四條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十七條第二項の規定による文部大臣の命令に違反したとき。

第五十条 第五條の規定に違反した者は、五萬元以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十二條から第十九條までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(健康会の設立)

第二条 文部大臣は、健康会の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、健康会の成立の時に對して、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

2 設立委員は、健康会の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条 健康会は、設立の登記をすることによって成立する。

(日本学校給食会及び日本学校安全会の解散等)
第六条 日本学校給食会及び日本学校安全会は、健康会の成立の時に解散するものとし、それらの一切の権利及び義務は、その時に解散する健康会が承継する。

2 日本学校給食会及び日本学校安全会の昭和五十五年四月一日に始まる事業年度は、それらの解散の日の前日に終わるものとする。

3 日本学校給食会及び日本学校安全会の昭和五十五年四月一日に始まる事業年度に係るそれぞれの決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、解散の日から起算して二月を経過する日とする。

4 第一項の規定により日本学校給食会及び日本学校安全会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

5 第一項の規定により健康会が権利を承継する場合における当該承継に伴う不動産の登記については、登録免許税を課さない。

6 第一項の規定により健康会が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税若しくは土地の取得に対して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

7 健康会が第一項の規定により権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地で日本学校給食会又は日本学校安全会が昭和四十四年一月一日前

に取得したものに對しては、土地に對して課する特別土地保有税を課することができない。

(名称の使用制限等に関する経過措置)
第七条 この法律の施行の際現に日本学校健康会という名称を使用している者については、第五条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第八条 健康会の最初の事業年度は、第二十七条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和五十六年三月三十一日に終わるものとする。

第九条 健康会の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第二十八条中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「健康会の成立後遅滞なく」とする。

(健康会に対する便宜の供与)
第十条 都道府県の教育委員会は、当分の間、当該都道府県の教育委員会の事務の遂行に支障のない範囲において、所属の職員をして当該都道府県の区域内に置かれる健康会の従たる事務所における事務に従事させることができる。

(保育所の災害共済給付)
第十一条 健康会は、当分の間、第十九条に規定する業務のほか、保育所(児童福祉法第三十九条に規定する保育所をいう。)の管理下における同法第四条に規定する児童の災害につき、当該児童の保護者に対し、災害共済給付を行うことができる。

2 前項の災害共済給付については、第二十条及び第二十一条の規定を準用する。

3 第一項の災害共済給付については、第四十二条第一項中「学校」とあるのは「保育所」と、同条第二項中「児童、生徒、学生又は幼児」とあるのは「附則第十一条に規定する児童」とする。

(日本学校給食会法等の廃止)
第十二条 次の法律は、廃止する。
一 日本学校給食会法(昭和三十年法律第百四十八号)

二 日本学校安全会法(昭和三十四年法律第百九十八号)

(日本学校給食会法等の廃止に伴う経過措置)
第十三条 前条の規定の施行前に同条の規定による廃止前の日本学校安全会法の規定により締結された災害共済給付契約及びこれに付された免責の特約は、この法律中の相当する規定により締結された災害共済給付契約及びこれに付された免責の特約とみなす。

2 前条の規定の施行前に同条の規定による廃止前の日本学校給食会法(第十一条及び第十七条を除く。)又は日本学校安全会法(第十条及び第十七条を除く。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第十四条 附則第十二条の規定の施行前にした同条の規定による廃止前の日本学校給食会法又は日本学校安全会法の規定に違反する行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表第一第一号の表中
日本学校安全会 日本学校安全会法(昭和三十四年法律第百九十八号)
日本学校給食会 日本学校給食会法(昭和三十年法律第百四十八号)

を「日本学校健康会 日本学校健康会法(昭和五十五年法律第 号)」に改める。

(法人税法の一部改正)
第十八条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中
日本学校安全会 日本学校安全会法(昭和三十四年法律第百九十八号)
日本学校給食会 日本学校給食会法(昭和三十年法律第百四十八号)

を「日本学校健康会 日本学校健康会法(昭和五十五年法律第 号)」に改める。

(印紙税法の一部改正)
第十九条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。
別表第二の表日本学校給食会の項を次のように改める。
日本学校健康会 日本学校健康会法(昭和五十五年法律第 号)

る。
(原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部改正)
第十五条 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条の二第二項中「日本学校安全会法(昭和三十四年法律第百九十八号)」を「日本学校健康会法(昭和五十五年法律第 号)」に改める。

(地方税法の一部改正)
第十六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中「日本学校安全会、日本学校給食会」を「日本学校健康会」に改める。

(所得税法の一部改正)
第十七条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中
日本学校安全会 日本学校安全会法(昭和三十四年法律第百九十八号)
日本学校給食会 日本学校給食会法(昭和三十年法律第百四十八号)

を「日本学校健康会 日本学校健康会法(昭和五十五年法律第 号)」に改める。

(法人税法の一部改正)
第十八条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中
日本学校安全会 日本学校安全会法(昭和三十四年法律第百九十八号)
日本学校給食会 日本学校給食会法(昭和三十年法律第百四十八号)

を「日本学校健康会 日本学校健康会法(昭和五十五年法律第 号)」に改める。

(印紙税法の一部改正)
第十九条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。
別表第二の表日本学校給食会の項を次のように改める。
日本学校健康会 日本学校健康会法(昭和五十五年法律第 号)

売機規制等に関する請願(第二六九号)
一、身体障害者のための学校教育改善に関する請願(第二七二号)

一、青少年健全育成を阻害する有害図書自動販売機規制等に関する請願(第二七二二号)
一、身体障害者のための学校教育改善等に関する請願(第二七六三三号)
一、青少年健全育成を阻害する有害図書自動販売機規制等に関する請願(第二七九六号)(第二八二七号)
一、義務教育諸学校の増設に対する国庫負担等に関する請願(第二八三二一号)

第二六九号 昭和五十五年四月十一日受理
青少年健全育成を阻害する有害図書自動販売機規制等に関する請願
請願者 京都府城陽市枇杷庄大堀五〇 小石一宏外九千六百六十七名
紹介議員 田淵 哲也君
この請願の趣旨は、第一〇八九号と同じである。

第二七一〇号 昭和五十五年四月十一日受理
身体障害者のための学校教育改善に関する請願
請願者 岩手県岩手郡西根町平館大泉院通長根新一郎外三十九名
紹介議員 増田 盛君
この請願の趣旨は、第一八七〇号と同じである。

第二七二二号 昭和五十五年四月十一日受理
青少年健全育成を阻害する有害図書自動販売機規制等に関する請願
請願者 岐阜県土岐市下石町二五七ノ二土岐市PTA連合会内 水野信一外三千四百四十九名
紹介議員 藤井 丙午君
この請願の趣旨は、第一〇八九号と同じである。

第二七六三三号 昭和五十五年四月十四日受理
身体障害者のための学校教育改善に関する請願
請願者 北九州市八幡西区千代崎二ノ九ノ四ノ一〇八全国脊髄損傷者連合会福岡県支部内 織田晋平外四十名

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第一八七〇号と同じである。
第二七九六号 昭和五十五年四月十五日受理
青少年健全育成を阻害する有害図書自動販売機規制等に関する請願
請願者 滋賀県大津市京町四ノ一ノ一滋賀県教育委員会社会教育課内滋賀県PTA連絡協議会内 松井佐彦外五千二百三十名
紹介議員 河本嘉久蔵君
この請願の趣旨は、第一〇八九号と同じである。

第二八二七号 昭和五十五年四月十七日受理
青少年健全育成を阻害する有害図書自動販売機規制等に関する請願
請願者 滋賀県大津市松本二ノ一ノ五佐治太三郎外二万五千名
紹介議員 望月 邦夫君
この請願の趣旨は、第一〇八九号と同じである。

第二八三二一号 昭和五十五年四月十七日受理
義務教育諸学校の増設に対する国庫負担等に関する請願
請願者 大阪府豊中市小倉根二ノ三ノ三一堀広幸外二百名
紹介議員 峯山 昭範君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

四月三十日本委員会に左の案件が付託された。
一、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案
(柏谷照美君外二名発議)
女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案
女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案

女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律(昭和三十年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。
第二条第二項中「及び事務職員」を、「事務職員及びその他の政令で定める職員」に改める。
附則
この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

五月二日本委員会に左の案件が付託された。
一、青少年健全育成を阻害する有害図書自動販売機規制等に関する請願(第二八四六号)
一、大学格差の是正及び整備充実等に関する請願(第二八七三三号)(第二八七四号)(第二八七五号)(第二八七六号)(第二八七七号)(第二八七八号)
一、学級編制基準改善等に関する請願(第二八七九号)
一、身体障害者のための学校教育改善に関する請願(第二九一〇号)
一、学級編制基準改善等に関する請願(第二九二二号)

一、青少年健全育成を阻害する有害図書自動販売機規制等に関する請願(第二九三三三号)
一、学級編制基準改善等に関する請願(第二九三八号)(第二九四四号)(第二九四六号)(第二九五五号)(第二九五六号)
一、国立中小企業大学(仮称)の創設に関する請願(第二九八二一号)(第二九八二二号)

第二八四六号 昭和五十五年四月十八日受理
青少年健全育成を阻害する有害図書自動販売機規制等に関する請願
請願者 岐阜県不破郡関ヶ原町関ヶ原三二四〇ノ六 浅野肇外四百三十四名
紹介議員 浅野 拓君
この請願の趣旨は、第一〇八九号と同じである。

第二八七三三号 昭和五十五年四月二十一日受理
大学格差の是正及び整備充実等に関する請願
請願者 京都市北区等持院西町一九 尾崎努外九千五百三十三名
紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第一二二九号と同じである。

第二八七四号 昭和五十五年四月二十一日受理
大学格差の是正及び整備充実等に関する請願
請願者 大阪府東淀川区豊里町三三三ノ一五 栗宗保外五千六十六名
紹介議員 小巻 敏雄君
この請願の趣旨は、第一二二九号と同じである。

第二八七五号 昭和五十五年四月二十一日受理
大学格差の是正及び整備充実等に関する請願
請願者 東京都杉並区下井草三ノ四〇ノ一二 前田敏郎外七千五百六十五名
紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第一二二九号と同じである。

第二八七六号 昭和五十五年四月二十一日受理
大学格差の是正及び整備充実等に関する請願
請願者 名古屋市中区東畑町一ノ三〇 不破不二恵外五千二百二十一名
紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第一二二九号と同じである。
第二八七七号 昭和五十五年四月二十一日受理
大学格差の是正及び整備充実等に関する請願
請願者 福岡市南区市崎一ノ六ノ五 梶山昭子外八千三百三十四名
紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第一二二九号と同じである。
第二八七八号 昭和五十五年四月二十一日受理
大学格差の是正及び整備充実等に関する請願
請願者 大阪府箕面市粟生間谷一、六二二

紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第一二二九号と同じである。

第二八七九号 昭和五十五年四月二十一日受理
学級編制基準改善等に関する請願
請願者 兵庫県明石市太寺大野町二、六六
一ノ一 中井幸代外一万七名

紹介議員 白木義一郎君
この請願の趣旨は、第八六六号と同じである。

第二九一〇号 昭和五十五年四月二十一日受理
身体障害者のための学校教育改善に関する請願
請願者 山梨市上神内川一、二五一大村莊
内全国脊髄損傷者連合会山梨県支部
部内 北村晃一外四十名

紹介議員 中村 太郎君
この請願の趣旨は、第一八七〇号と同じである。

第二九二二号 昭和五十五年四月二十二日受理
学級編制基準改善等に関する請願
請願者 大分県日田市城町二一〇ノ六
宇留島江外二百九十九名

紹介議員 勝又 武一君
この請願の趣旨は、第八六六号と同じである。

第二九三三号 昭和五十五年四月二十二日受理
青少年健全育成を阻害する有害図書自動販売機規制等に関する請願
請願者 北九州市小倉北区宇佐町一ノ五ノ
二名
一一 三浦史郎外一万九千九百二十
二名

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第一〇八九号と同じである。

第二九三八号 昭和五十五年四月二十二日受理
学級編制基準改善等に関する請願
請願者 岩手県盛岡市馬場町九ノ七 関村
昭子外四百九十九名

紹介議員 小谷 守君
この請願の趣旨は、第八六六号と同じである。

第二九四五号 昭和五十五年四月二十三日受理
学級編制基準改善等に関する請願
請願者 岩手県紫波郡南村津志田一五ノ
三三ノ一五 加藤洋子外四百九十九
九名

紹介議員 小谷 守君
この請願の趣旨は、第八六六号と同じである。

第二九四六号 昭和五十五年四月二十三日受理
学級編制基準改善等に関する請願
請願者 岩手県胆沢郡胆沢町若柳供養塚
関富美子外四百九十九名

紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第八六六号と同じである。

第二九五五号 昭和五十五年四月二十三日受理
学級編制基準改善等に関する請願
請願者 岩手県花巻市太田四七ノ一〇五
藤原恵子外五百九十四名

紹介議員 吉田 正雄君
この請願の趣旨は、第八六六号と同じである。

第二九五六号 昭和五十五年四月二十三日受理
学級編制基準改善等に関する請願
請願者 岩手県盛岡市青山四ノ二一ノ七
高橋キヌ外二千二名

紹介議員 久保 巨君
この請願の趣旨は、第八六六号と同じである。

第二九八一号 昭和五十五年四月二十三日受理
国立中小企業大学(仮称)の創設に関する請願
請願者 長野市南長野幅下六九二ノ二長野
県議会議員 金井秀雅

紹介議員 下条進一郎君
我が国の中小企業は、あらゆる産業分野において活動しており、国民経済の発展に寄与し、国民生活

活の安定に大きく貢献している。しかるに、今日の中小企業を取り巻く経済環境は、極めて厳しい状況におかれており、中小企業が国際化時代に対応して発展していくためには、高度な経営能力や専門的知識、技術を有する人材の確保が急務とされている。よつて、中小企業問題の総合的かつ実証的な研究と、中小企業の経営者及び指導者を養成する教育を目的とする国立中小企業大学(仮称)を創設されたい。

第二九八二号 昭和五十五年四月二十三日受理
国立中小企業大学(仮称)の創設に関する請願
請願者 長野市南長野幅下六九二ノ二長野
県議会議員 塚田佐

紹介議員 夏目 忠雄君
この請願の趣旨は、第二九八一号と同じである。

五月九日本委員会に左の案件が付託された。(予備審査のための付託は三月十七日)

一、昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

(衆議院修正に係る条文のみを掲載 小学及び一は修正)

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

附則
(施行期日) 公布の日
一 この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。ただし、第一条中昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律第五條第一項第一号から第三号までの改正規定は同年八月一日から、同条第一項の次に二項を加える改正規定は厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第 号)第十二条中厚生年金保険法(昭

和二十九年法律第十五号)第六十五條の次に一条を加える改正規定の施行の日から施行する。

2 第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法(以下「改正後の法」という)第二十二條第一項の規定及び第三条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第四十号。以下「改正後の法律」第四十号)という。附則第八項の規定は、昭和五十五年四月一日から適用する。

(標準給与に関する経過措置)

23 この法律の施行の日(以下「施行日」という)であつた者の昭和五十五年四月から施行日の属する月(施行日当日の属する月の初日である場合には、その月の属する月)の資格を有する者(昭和五十五年四月から標準給与が改定されるべき者を除く)のうち、同月の標準給与の月額が七万二千元以下である者(給与月額が七万五千元以上である者を除く)又は三十九万円である者(給与月額が三十九万五千円未満である者を除く)の同月から同年九月までの標準給与は、当該標準給与の月額を基礎となつた給与月額を第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法第二十二條第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

4 前項の規定により改定された標準給与のうち施行日の属する月の標準給与は、同月から昭和五十五年九月までの各月の標準給与とする。

5 附則第三項の規定により標準給与の月額が改定された場合には、当該改定に係る月分の掛金は、改定後の標準給与の月額を標準として算定する。

(退職年金等の額に関する経過措置)

36 改正後の第三条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第四十号。以下「この項において」「法律第四十号」という)附則第八項の規定(昭

和二十九年法律第十五号)第六十五條の次に一条を加える改正規定の施行の日から施行する。

2 第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法(以下「改正後の法」という)第二十二條第一項の規定及び第三条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第四十号。以下「改正後の法律」第四十号)という。附則第八項の規定は、昭和五十五年四月一日から適用する。

(標準給与に関する経過措置)

23 この法律の施行の日(以下「施行日」という)であつた者の昭和五十五年四月から施行日の属する月(施行日当日の属する月の初日である場合には、その月の属する月)の資格を有する者(昭和五十五年四月から標準給与が改定されるべき者を除く)のうち、同月の標準給与の月額が七万二千元以下である者(給与月額が七万五千元以上である者を除く)又は三十九万円である者(給与月額が三十九万五千円未満である者を除く)の同月から同年九月までの標準給与は、当該標準給与の月額を基礎となつた給与月額を第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法第二十二條第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

4 前項の規定により改定された標準給与のうち施行日の属する月の標準給与は、同月から昭和五十五年九月までの各月の標準給与とする。

5 附則第三項の規定により標準給与の月額が改定された場合には、当該改定に係る月分の掛金は、改定後の標準給与の月額を標準として算定する。

(退職年金等の額に関する経過措置)

和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第百四号)附則第十項において準用する場合を含む。は、昭和五十四年四月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた長期給付についても、昭和五十五年四月分以後適用する。この場合において、改正後の法律第百四十号附則第八項第一号中「四百九十二万円」とあるのは、「四百六十八万円」と読み替えるものとする。

(政令への委任)
47 附則第二項から前項まで
前二項に定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関して必要な事項は、政令で定める。

五月九日本委員会に左の案件が付託された。

一、学級編制基準改善等に関する請願(第三〇七二号)

一、青少年健全育成を阻害する有害図書自動販売機規制等に関する請願(第三〇八九号)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第三一八三号)(第三二〇五号)

一、学級編制基準の改善等に関する請願(第三二〇六号)

一、私学に対する大幅国庫助成等に関する請願(第三二四三号)(第三二四四号)(第三二四五号)(第三二四六号)

一、私学助成に関する請願(第三二九一号)

第三〇七二号 昭和五十五年四月二十五日受理
学級編制基準改善等に関する請願

請願者 岩手県胆沢郡衣川村下衣川愛宕下

三 大石恒夫外四百九十九名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第八六六号と同じである。

第三〇八九号 昭和五十五年四月二十五日受理
青少年健全育成を阻害する有害図書自動販売機規制等に関する請願

請願者 島根県松江市灘町二三三島根県PTA連合会内 岩田篤明外一万八千五百九十九名

紹介議員 亀井 久興君

この請願の趣旨は、第一〇八九号と同じである。

第三一八三号 昭和五十五年四月二十八日受理
学級編制基準改善等に関する請願(二通)

請願者 岩手県二戸郡浄法寺町向田四一ノ

一 熊谷幸子外九百九十四名

紹介議員 勝又 武一君

この請願の趣旨は、第八六六号と同じである。

第三二〇五号 昭和五十五年四月二十八日受理
学級編制基準改善等に関する請願(一通)

請願者 大分県杵築市南台東二〇九ノ一

阿部俊子外四百五十九名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第八六六号と同じである。

第三二〇六号 昭和五十五年四月二十八日受理
学級編制基準の改善等に関する請願

請願者 高知県中村市具同七、七七六ノ三

松田卓造外七百四十四名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第一〇二八号と同じである。

第三二四三号 昭和五十五年四月三十日受理
私学に対する大幅国庫助成等に関する請願

請願者 大阪府河内長野市木戸町一六二ノ

一 角谷一幸外二十三万九千九百九十九名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三二四四号 昭和五十五年四月三十日受理

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三二四四号 昭和五十五年四月三十日受理

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三二四四号 昭和五十五年四月三十日受理

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

私学に対する大幅国庫助成等に関する請願

請願者 大阪府河内長野市千代田台町一〇

ノ二一 山田一郎外二十三万九千九百九十九名

紹介議員 香脱タケ子君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三二四四号 昭和五十五年四月三十日受理

私学に対する大幅国庫助成等に関する請願

請願者 大阪府和泉市南面利町四六九丸

山シマ子外二十三万九千九百九十九名

紹介議員 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三二四六号 昭和五十五年四月三十日受理

私学に対する大幅国庫助成等に関する請願

請願者 大阪府河内長野市錦町 吉藤竹仁

外三十三万九千九百九十九名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三二九一号 昭和五十五年五月一日受理

私学助成に関する請願

請願者 岐阜市加納神明町一ノ一九 吉田

美貴夫外千名

紹介議員 斎藤 十朗君

今日の私学の諸困難を打開し、国民の期待にこた

える明るく豊かな私学を建設するため、次の事項

について速やかに実現を図らねばならない。

一、私立大学の学費値上げを抑え、父母等の負担

軽減と国・公・私立間の格差縮小を図るため、

授業料等学費に対する直接的な助成を大幅に行

うこと。

二、私立大学の教育・研究条件を充実し、国・

公・私立間の格差を是正するため当面次の事項

の実現を図ること。

1 経常費に対する実質五十パーセント助成の

速やかな実現のため国庫助成の大幅な増額を

図ること。

2 施設・設備の整備・拡充並びに教職員増に

対する大幅な財政措置を緊急に行うこと。

三、私立大学に対する奨学金の貸与の拡大、

額の引上げ、返還免除職員の拡大等奨学金制度の

抜本的拡充を図ること。

四、過疎地帯私学に対する特別助成を大幅に増額

すること。

理由

日本私学振興財団が設立されて以来、国の私学に

対する助成は、一定の増額がなされてきた。しか

し、経常費助成の前進にもかかわらず、日本の私

学の授業料等の学費は、大学から幼稚園に至るま

で、この数年間、毎年のように大幅な値上げが続

いている。かつて、三年ないし四年に一度の値上

げであつたものが、現在では、物価、人事院勧告

等へのスライド制、在校生を含めてのいっせい値

上げなどの方式によつて、毎年値上げをすること

ろが増加してきている。こうした学費負担の重圧

のため、私学の学生・生徒・児童の家庭生活に、

極めて深刻な事態が生まれるとともに、教育上も

憂慮すべき状態を生じている。政府・文部省は、

私学に対する一般経常費の五十パーセント助成を

目標とし、私学振興財団発足の年から五箇年計画

によつて、それに到達することと定めたが、既に

十年を経過したにもかかわらず実質三十二パーセ

ント程度に過ぎない。これでは、私学の教育・研

究条件を大幅に改善し、国・公立との格差を縮

め、その豊かな発展を保障することは困難であ

る。私立学校は、いうまでもなく公教育の重要な

一翼を担っている。その教育・研究諸条件の整

備・拡充には、憲法・教育基本法にのっとり、

当然、国の責任がある。私学の学費値上げを抑

え、学費のみに依存しなくてもすむ私学に発展さ

せることは、今日、極めて切実な国民の要求であ

り、日本の教育の将来にとつても欠くことのでき

ない課題であるといわなければならない。第八十

四回国会において、授業料等学費に対する直接的

補助の請願について全会一致の合意をみたこと

は、喜ぶべきことである。しかしその後の財政的措置は今日に至るまでなんらの前進もみていない。

五月十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、青少年健全育成を阻害する有害図書自動販売機規制等に関する請願(第三三六七号)(第三四〇九号)

一、国旗国歌法制化に関する請願(第三四一〇号)

一、青少年健全育成を阻害する有害図書自動販売機規制等に関する請願(第三四九〇号)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第三五二四号)

一、私立幼稚園の維持発展と保護者負担の軽減に関する請願(第三六〇二号)

一、教職員の退職勧奨年齢の男女差撤廃に関する請願(第三七〇五号)

一、過疎県の教職員定数確保に関する請願(第三七〇七号)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第三七五四号)

一、身体障害者のための学校教育改善に関する請願(第三八二七号)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第三八二八号)

一、大学格差の是正及び整備充実等に関する請願(第三九〇〇号)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第三九〇一号)(第三九二四号)

一、幼稚園の増設と教育内容改善等に関する請願(第三九四四号)(第三九八七号)(第三九八八号)(第三九八九号)(第三九九〇号)(第三九九一号)(第三九九二号)(第三九九三号)(第三九九四号)(第三九九五号)(第三九九六号)(第三九九七号)(第三九九八号)(第三九九九号)(第四〇〇〇号)(第四〇〇一号)(第四〇〇二号)

第三三六七号 昭和五十五年五月六日受理

青少年健全育成を阻害する有害図書自動販売機規制等に関する請願

請願者 京都市北区紫竹上芝本町二七 福田見一外一万六千七百七十名

紹介議員 植木 光教君

この請願の趣旨は、第一〇八九号と同じである。

第三四〇九号 昭和五十五年五月七日受理

青少年健全育成を阻害する有害図書自動販売機規制等に関する請願

請願者 新潟市南万代町七ノ一三 佐藤範子外八百三十九名

紹介議員 長谷川 信君

この請願の趣旨は、第一〇八九号と同じである。

第三四一〇号 昭和五十五年五月七日受理

国旗国歌法制化に関する請願

請願者 新潟県上越市本町三ノ二ノ二九 服部敷武

紹介議員 塚田十一郎君

日本の日の丸、君が代が平和的で美しいことは、世界の国旗、国歌に類がない。敗戦までは、国旗は日の丸、国歌は君が代とすべての国民が信じて疑わなかったのであるが、敗戦後は天皇を中心に発展してきた国体を表す日の丸、君が代を誹謗して日本を破壊しようとする者が跋扈していることは遺憾の極みであり、国旗、国歌の法制化は喫緊の重要事である。よって、我々は速やかに国旗、国歌を法制化しようとする者を請願する。

第三四九〇号 昭和五十五年五月八日受理

青少年健全育成を阻害する有害図書自動販売機規制等に関する請願

請願者 香川県仲多度郡琴平町二九八香川 県PTA連絡協議会内 都村忠弘 外五千八百一名

紹介議員 真鍋 賢二君

この請願の趣旨は、第一〇八九号と同じである。

第三五一四号 昭和五十五年五月九日受理

学級編制基準改善等に関する請願

請願者 岩手県下閉伊郡岩泉町小本小成 三浦京子外四百九十九名

紹介議員 柏合 照美君

この請願の趣旨は、第八六六号と同じである。

第三六〇二号 昭和五十五年五月九日受理

私立幼稚園の維持発展と保護者負担の軽減に関する請願

請願者 東京都千代田区永田町二ノ九ノ六 全国私立幼稚園PTA連盟内 田鍋健外二百一十八千五百名

紹介議員 玉置 和郎君

日本の未来を担う子どもたちに、個性豊かな教育を将来にわたって等しく保障するため、私立幼稚園に対する助成等について、次の事項の実現を図られたい。

一、一人一人の個性が尊重され、心の行き届いた教育現場である第百二条(学校教育法)の規定による幼稚園が維持発展できるよう、適切な措置を講ずること。

二、私立幼稚園に就園させる保護者負担の軽減を図り、公立や保育所等との格差をなくすよう、公費助成増額の措置を講ずること。

理由

我が国における幼稚園は、現在公立、学校法人立、宗教法人立、個人立など種々の設置形態があり、これらはすべて学校教育法によつて設置され、等しく法の支配を受け、その公共性・永続性・確実性を担保されている。しかしながら、我が国の幼児に等しく保障されるべき教育を受ける権利を考えると、これらの幼稚園に在籍する園児が行政の上で等しい扱いを受けているか、極めて疑問であると言わざるを得ない現状にある。就園奨励費の充実により年々その格差は縮小されつつあるが、依然として私立幼稚園の保護者は著し

い高負担を強いられている。また、学校教育法百二条に規定される個人立・宗教法人立の幼稚園は多年にわたり、我が国幼児教育の普及・発達に欠くべからざる役割を果たしてきたにもかかわらず、その大多数である三千園(およそ五十三万人の在園児)はいまだ助成を受けることができず、私立学校振興助成法の目的である「保護者負担の軽減」と「経営の健全化」は図られていない現状である。

第三七〇五号 昭和五十五年五月十日受理

教職員の退職勧奨年齢の男女差撤廃に関する請願

請願者 秋田市千秋城下町八ノ七 伊藤昭二外六名

紹介議員 立木 洋君

一、公立諸学校教職員の退職勧奨年齢の男女差をなくす措置を講ずること。

二、秋田県の公立諸学校教職員退職勧奨年齢の男女差の実情について調査すること。

理由

今年「国連婦人の十年」の中間年にあたり、男女平等の確立と婦人の地位向上が特に求められている。しかし、残念ながら秋田県では、公立学校教職員の退職勧奨年齢について、義務教育諸学校では男子五十九歳に対し女子五十五歳、高等学校では男子六十歳に対し女子五十五歳と、四歳ないし五歳の男女差があり、これが婦人教職員の若年退職強要や長距離通勤地への配置転換の基になっている。一方、退職年金支給開始年齢の引上げ、減額支給率のアップなどの動きもあり、婦人教員にとつて、退職勧奨年齢の差別撤廃は切実な声になつてい

第三七〇七号 昭和五十五年五月十日受理

過疎県の教職員定数確保に関する請願

請願者 秋田市千秋城下町八ノ七 伊藤昭二外三名

紹介議員 立木 洋君

一、過疎県に対する教職員定数最低保障の特例を

来年度も継続すること。
二、過疎地の小規模校に対する教職員の増配置について適切な措置を講ずること。

理由

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に關し、今国会で一部改正が行われたが、それが適用されても、秋田県のような過疎の場合、なお来年度の教職員定数の削減は避けられず、現行の県小・中学校教職員配置基準の切下げが心配されている。教職員定数増による「四十人学級」を願う世論が高まっているとき、これに逆行することがないようにすべきである。

第三七五四号 昭和五十五年五月十日受理

学級編制基準改善等に関する請願(二通)

請願者 岩手県北上市黒沢尻町里分 武田 範司外二千四百九十九名

紹介議員 柏谷 照美君

この請願の趣旨は、第八六六号と同じである。

第三八二七号 昭和五十五年五月十二日受理

身体障害者のための学校教育改善に関する請願

請願者 長崎県佐世保市日守町二、五六四ノ二 夏秋幸雄外三十九名

紹介議員 阿貝根 登君

この請願の趣旨は、第一八七〇号と同じである。

第三八二八号 昭和五十五年五月十二日受理

学級編制基準改善等に関する請願(二通)

請願者 岩手県水沢市泉町二ノ二 佐々木 泉外千四百九十九名

紹介議員 柏谷 照美君

この請願の趣旨は、第八六六号と同じである。

第三九〇〇号 昭和五十五年五月十二日受理

大学格差の是正及び整備充実等に関する請願

請願者 兵庫県加古川市別府町本町二ノ七 六 萩野市郎外五百四名

紹介議員 勝又 武一君

この請願の趣旨は、第一二二九号と同じである。

第三九〇一号 昭和五十五年五月十二日受理

学級編制基準改善等に関する請願(六通)

請願者 石川県小松市春日町ヲノ五六ノ一 田中幸子外三千八百三十二名

紹介議員 野口 忠夫君

この請願の趣旨は、第八六六号と同じである。

第三九〇二号 昭和五十五年五月十二日受理

学級編制基準改善等に関する請願(四通)

請願者 沖縄県那覇市小禄一、四六五ノ七 金城マサ子外三千九百九十九名

紹介議員 勝又 武一君

この請願の趣旨は、第八六六号と同じである。

第三九二四号 昭和五十五年五月十二日受理

学級編制基準改善等に関する請願(五通)

請願者 岩手県花巻市四日町二ノ二ノ三 瀬川サキ子外四千八百九十九名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第八六六号と同じである。

第三九四四号 昭和五十五年五月十二日受理

幼稚園の増設と教育内容改善等に関する請願

請願者 静岡県三島市北田町四ノ四一 河原明美外三千六百三十四名

紹介議員 大塚 喬君

すべての子どもたちの生活と権利が守られるよう、教育予算を大幅に増額するとともに、次の事項について実現を図られたい。

一、希望するすべての子どもが入れるよう幼稚園を増設すること。

二、教育内容の充実を図るために学級集団規模を縮小し、教職員の増配置を行い、賃金引上げなどを行うこと。

三、私立幼稚園への経常費補助の増額、就園奨励費の増額と対象の拡大を行い、私立幼稚園の父母負担軽減を図ること。

四、(無)認可の幼稚園、幼児教室の児童にも認可幼稚園並みの助成を行うこと。

理由

大企業の「減量経営」や中小企業の倒産などで起る失業者の増大と雇用不安、野菜の高値や灯油値上げ・公共料金引上げなどによる物価高、賃上げ抑制や所得税減税見送りによる実質賃金の低下など、どれをとつても国民生活に大きな打撃を与えているものばかりである。なかでも、それらは婦人と子どもに多大な影響をもたらしている。生活苦による親子心中・一家離散、引き続き多発する子どもの交通事故、ゆるがせにできない子どもと体の発達の違いのゆがみ等、一刻も猶予することのできないものばかりで、国民の教育に対する要求は切実で多様にならざるを得ない現状である。ところが、国の教育予算は極めて不十分であり、国民の要求に見合つたものになつていない。

第三九八七号 昭和五十五年五月十二日受理

幼稚園の増設と教育内容改善等に関する請願

請願者 大阪府吹田市吹東町五ノ八 小倉友子外千十三名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第三九四四号と同じである。

第三九八八号 昭和五十五年五月十二日受理

幼稚園の増設と教育内容改善等に関する請願

請願者 東京都品川区西品川一ノ九ノ一九 伊藤トミ子外二千三百九十九名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第三九四四号と同じである。

第三九八九号 昭和五十五年五月十二日受理

幼稚園の増設と教育内容改善等に関する請願

請願者 東京都港区港南四ノ五ノ一ノ五〇 四 柿野佳子外二千三百九十九名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第三九四四号と同じである。

第三九九〇号 昭和五十五年五月十二日受理

幼稚園の増設と教育内容改善等に関する請願

請願者 京都府宇治市幡花揃一ノ八 根岸晴美外二千三百九十九名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第三九四四号と同じである。

第三九九一号 昭和五十五年五月十二日受理

幼稚園の増設と教育内容改善等に関する請願

請願者 東京都品川区東品川二ノ六ノ一二 百九十九名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第三九四四号と同じである。

第三九九二号 昭和五十五年五月十二日受理

幼稚園の増設と教育内容改善等に関する請願

請願者 大阪府吹田市山手町二ノ五四六ノ三〇四 岸田隆夫外千五百四十五名

紹介議員 杏脱タケ子君

この請願の趣旨は、第三九四四号と同じである。

第三九九三号 昭和五十五年五月十二日受理

幼稚園の増設と教育内容改善等に関する請願

請願者 大阪府城東区今福西五ノ一ノ二五 十九名

紹介議員 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第三九四四号と同じである。

第三九九四号 昭和五十五年五月十二日受理

幼稚園の増設と教育内容改善等に関する請願

請願者 東京都品川区東中延一ノ一ノ七 鶴田ふさ子外二千三百九十九名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第三九四四号と同じである。

第三九九五号 昭和五十五年五月十二日受理
幼稚園の増設と教育内容改善等に関する請願
請願者 東京都品川区南品川五ノ九ノ一五
柿崎悠男外二千三百九十九名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第三九四四号と同じである。

第三九六号 昭和五十五年五月十二日受理
幼稚園の増設と教育内容改善等に関する請願

請願者 東京都品川区東品川二ノ六ノ一二
ノ四〇四 貴田裕外二千三百九十九名

九名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第三九四四号と同じである。

第三九九七号 昭和五十五年五月十二日受理
幼稚園の増設と教育内容改善等に関する請願

請願者 東京都品川区小山二ノ一ノ二 鈴木清外二千三百九十九名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第三九四四号と同じである。

第三九九八号 昭和五十五年五月十二日受理
幼稚園の増設と教育内容改善等に関する請願

請願者 大阪府吹田市長野西九ノ一 大森裕治外二千三百九十九名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第三九四四号と同じである。

第三九九九号 昭和五十五年五月十二日受理
幼稚園の増設と教育内容改善等に関する請願

請願者 東京都大田区大森西二ノ三ノ三 高橋キミ外二千三百九十九名

紹介議員 宮本 顕治君

この請願の趣旨は、第三九四四号と同じである。

第四〇〇〇号 昭和五十五年五月十二日受理
幼稚園の増設と教育内容改善等に関する請願

請願者 神戸市北区有野台二ノ一ノ七ノ三

一〇 河野照夫外二千三百九十九名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第三九四四号と同じである。

第四〇〇一号 昭和五十五年五月十二日受理
幼稚園の増設と教育内容改善等に関する請願

請願者 東京都品川区大井三ノ一八ノ三九 二戸他仁男外二千三百九十九名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第三九四四号と同じである。

第四〇〇二号 昭和五十五年五月十二日受理
幼稚園の増設と教育内容改善等に関する請願

請願者 東京都品川区東品川二ノ六ノ一二 秋庭武雄外二千三百九十九名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第三九四四号と同じである。

第九十一回国会文教委員会會議録第八号中正誤

ベシ 段 行 誤 正

一四 二 三 今 後

昭和五十五年五月二十七日印刷

昭和五十五年五月二十八日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局